

第 55 回人権理事会公式文書

房野 桂訳

エンタメ産業における子どもの性的虐待と搾取に関する調査

子どもの売買、性的搾取及び性的虐待に関する特別報告者報告書 (A/HRC/55/55)

概要

本報告書の中で、子どもの売買、性的搾取及び性的虐待に関する特別報告者 Mama Fatima Singhateh は、前回の報告書以来の活動の全体像を提供し、エンタメ産業における子どもの性的虐待と搾取に関するテーマ別調査を示している。報告書の中で、特別報告者は、エンタメ産業の中で子どもの演技者がさらされている性的搾取と虐待の危険を探求し、そのような危険を緩和する道を明らかにしている。彼女は、エンタメ産業における性的虐待と搾取から子どもを保護するために介入が必要とされる領域に対する理解に向けて貢献する目的で、国家及びその他のステイクホルダーのために一連の勧告も示している。

I. 序論

1. 人権理事会決議 7/13 と 52/26 に従って提出される本報告書の中で、子どもの売買、性的搾取及び性的虐待に関する特別報告者 Fatima Singhateh は、エンタメ産業における子どもの性的虐待と搾取に関するテーマ別調査を示している。彼女は、エンタメ産業内で子どもの演技者がさらされている性的搾取と虐待の危険を探求し、そのような危険を緩和する際の課題と方法を明らかにし、そのような子どもを保護するための勧告を示している。
2. 本報告書には、以前の報告書以来、特別報告者によって行われた活動に関する情報も含まれている。

II. 特別報告者の活動

A. 国別訪問

3. 招待を受けて特別報告者は、年内に二つの公式訪問を行った。つまり、2023 年 5 月 16 日から 26 日までウルグアイへ、2023 年 10 月 30 日から 11 月 10 日までオーストラリアへ、である。オーストラリアへの訪問の報告書は、2025 年 3 月に提出される。

4. 特別報告者は、訪問前、訪問中、訪問後に示された協力に対してオーストラリアとウルグアイ政府に感謝している。
5. 特別報告者は、2024 年前半に国への正式訪問を行いたいという要請に関してボツワナから受けた前向きな回答を高く評価している。

B. コミュニケーションとプレス・リリース

6. 検討期間中に、特別報告者は、そのマンデートの範囲内に当たる問題に関連して、他のマンデート保持者と共同で、各国政府にコミュニケーションを伝えた。特別報告者は、持続可能な開発目標サミット、世界観光デー及び奴隷制度廃止のための国際デーに関連して、他のマンデート保持者と共同でプレス声明を出した。

C. 総会とその他の活動

7. 2023 年 9 月 7 日に、特別報告者は、「幼年期を守る: 子ども虐待をなくすための国の予算を追跡する」と題して、ワールド・ヴィジョン・インターナショナルとオーク財団とのパートナーシップで開催されたヴァーチャルの対話中に開催された討論会で基調講演を行い、これに参加した。彼女は、「持続可能な開発目標」、特に目標 5 と 8 と 16 を達成する努力の重要な構成要素として、子どもの性的虐待と搾取を防止することの重要性を強調した。
8. 2023 年 10 月 3 日に、特別報告者は、自分のマンデート、特に子どもたちがヴォランツーツーリズムを通してさらされている搾取と性的虐待の危険に関して、ジョンズ・ホプキンズ大学で、講義を行った。この講義は、特別報告者との意見交換に、学者、学生、研究者を引き入れた。
9. 10 月 5 日に、特別報告者は、ヴォランツーツーリズムに関連する子どもの性的搾取と虐待に重点を置いて、総会に報告書を提出した。国々との意見交換対話で、彼女は、ヴォランツーツーリズムの無規制のセクターの有害な結果の可能性に光を当て、効果的な介入の好事例を概説した。
19. 第 78 回総会中の 2023 年 10 月 10 日に、特別報告者は、「ヴォランツーツーリズムという現象を詳しく調べる」と題する ECPAT インターナショナル財団(子ども買春,子どもポルノ、性的目的での子どもの取引をなくす)と ECPAT-USA による PACT との合同のサイド・イベントを開催した。この行事は、ヴォランツーツーリズムに対処し、それが子どもに与える逆効果に対処することを目的とする行動を育成するために、子ども保護、教育、メディア及び観光セクターと宗教団体を含む機関間・セクター横断的イニシャティヴを開発する革新的方法に重点を置いた。

III. エンタメ産業における子どもの性的虐待と搾取に関するテーマ別調査

A. 序論

11. こどもの性的虐待と搾取は、エンタメ産業と正規・非正規の様々な娯楽ジャンルで様々なメディアにわたってはびこっている。この問題は産業と様々な地域社会スペースの様々なゲーム化の側面にわたっており、映画、テレビ、音楽、演劇、モデル、サーカス、合唱、コンサート、ナイトクラブ、バー、グラマー産業、スポーツ、観光、接待の領域に及び影響を及ぼし、ゲーム化するソーシャル・メディアの比較的新しい領域を含め、公共のスペクタクルと行事とデジタルのスペースでの地域社会の施設で子どもを危険にさらしている。最近、子どもたちは、リアリティ番組のテレビ・ショーに配役されており、法的カウンセラーも保護もほとんどなく、インターネットを通して有名人の地位を得ている。

12. 未成年の性的虐待と搾取がかかわってきた眼立った事件の中には、受容できる社会規範と限界の限度に関してより幅広い社会的討議を誘発してきたものもある。公的場でも私的場でも、エンタメ産業において権力と権威を持つ人々による非倫理的慣行または虐待から生じる子どもの性的搾取と虐待の事例は、公的場でも私的場でも世界的に報告されてきた。産業の内部者に対して出された訴訟は、子どもの性的搾取と虐待の様々な事件を明らかにし、そのような搾取と虐待を世界的な懸念の問題として強調している。いくつかの事例の中で、被害者は黙秘に会い、その経験が認められない。場合によっては、その事件が捜査もされて来なかった。被害者は、脅しや脅迫にも遭遇し、救済措置は利用できないことがわかった。

13. 娯楽産業の中での子どもの権利と利益は数多く多面的で、公表、契約、プライバシー、労働慣行に関連する問題を含んでいる。成人に関する調査はジェンダー、労働取り決め、性的いやがらせに関してエンタメ産業内で公表されてきたが、産業内の子どもの性的虐待と搾取に関して存在する情報はずっと少ない。国際労働機関(ILO)が行った調査は、この産業への一瞥を提供した。結果は、回答者の53.7%がリハーサル中にセクハラを経験し、回答者の46.3%が、オーディションまたは面接中に事件を経験したことを示した。ある国の都市部の状況で、Freedom Fundによって2017年に委託された統計的に厳しい調査は、何らかの形態の暴力を経験したことがある未成年が70%を超える状態で、成人のエンタメ・文化的権利セクターで働いている未成年の割合が全体として17%であることを示した。60%以上が、性的に搾取的な環境で働いていた。若者がさらされていると報告された性的搾取の型は、いちゃつきや手探りから官能的マッサージを行い、性交渉にかかわらせられるようにすることにまで及んだ。別の調査の結果は、エンタメ・セクターにかかわっている思春期の若者の97%もが、顧客や雇用者によって性的に搾取されており、こういったセクターの労働者の3分の2が、18歳未満であることを示した。

14. 略奪的性行為は、監督も製作者もマネージャーもエイジェントも若くて脆弱で野心のあるエンターテイナーに違法に権力と権威を振るうことに対して反発に直面したことがな

いので、エンタメ産業に置ける規範として受け入れられてきた。この分野に置ける性的虐待と搾取のかなりの数の事例が、主として有力な力学と報復の恐れとキャリア機会の喪失のために通報されないままであることを調査が示してきた。そのような要因は、しばしば、権威ある地位にある個人が、脆弱な子ども役者や演技者を搾取できる環境という結果となる。

15. 産業の世界的な性質は、そのような問題は一つの地理的地域に限られるわけではなく、むしろ世界中の国々にはびこっていることを意味する。しかし、Me Tooのような運動は、被害者が加害者を暴露するために勇気をもって歩み出てくることを可能にすることもあり、エンタメ産業における性的搾取と虐待に対する最近の意識を高める結果となっている。名乗り出てきた勇敢な被害者の証言は、エンタメ・セクター内での子どもと若者のために改善された保護の緊急の必要性を首尾一貫して指摘し、既存の予防・保護措置、説明責任のための制度及び司法へのアクセス不適切性に関して重要な問題を提起してきた。

1. 規範の不在と虐待の正常化

16. エンタメ産業内の子どもの性的虐待と搾取に関するテーマ別調査の中で、娯楽産業内の違反できない規範または原則の範囲に関する合意の欠如と子どもの最高の利益の無視が、懸念の問題として強調されている。受け入れられる行為と受け入れられない行為との間の社会規範に関するあいまいな線引きと人間を物質化し、道具化し、関係性を軽視する誇張された消費と自己実現の形態に基づいたコンテンツとライフスタイルにさらされることは、破壊的で有害であることもある。支配のパターン、地域社会内の不平等、虐待と暴力の正常化は、子どもと思春期の若者がエンタメ産業内で働くところではどこでも絶え間ない性的搾取の危険にさらされることが隠然たる現実である。こういった現実が、総会への前回の報告書で特別報告者によって示された「持続可能な開発目標」の枠組み内での売買と性的搾取に対する子どもの脆弱性に対処することに関するテーマ別調査の結果で強調された。子どもの性的虐待と性的搾取を描く映画やテレビのショーは、そのような性的搾取と虐待を単に描くこととこれを「魅力的に扱うこと」との間の線を越えている。さらに、そのような描写を通して、産業内の子どもの性的虐待と搾取を永続化する力の不均衡を強化することが、様々な倫理的ジレンマを提起する。

17. 子どもの性的虐待資料は、ダークネットのみならず合法的なウェブサイトにも出てくる。そのようなコンテンツは、子どもの性的利用の許容できない犯罪を正常化する手助けをする。そのような表現は、見る者の罪悪感を弱め、そのような性行為を虐待的ではないものとみることをより簡単にする。したがって、エンタメ産業における子どもの性的虐待を可能にする制度と企業構造は、批判的に調査されなければならない。

2. 不均衡な力関係と虐待者への依存

18. そのような行為にかかわっている加害者は、しばしば権力の地位を振るったり子ども被害者に影響力を振るったり、被害者及びその両親または後見人の脆弱性と野心を利用す

る。年齢と労働条件の限られた役割のために脆弱な立場にある子ども演技者は契約上の関係で不相应な悪影響を受ける。権力の地位にある者は、典型的に「グルーミング」にかかわり、そこで子どもやその保護者の信頼を得て、子ども被害者をその支援ネットワークから孤立させ、彼らを加害者の指導に情緒的に頼るようにさせる。被害者は、その経歴と個人の安全性への脅しを含め、様々な手段で沈黙を守るようしばしば強制される。貧困または親密さの状況で被害者が搾取される場合、彼らは虐待者に依存し愛着するかも知れない。外の世界との接触が欠如していたり限られていたりすることとあいまって、彼らの未来は娯楽の世界にかかっているため、被害者は虐待者に同情してしまったり拒否の状態に陥ってしまうかもしれない。

3. 有害な規範や慣行を永続化するジェンダー化

19. 子どもの性的搾取のジェンダーの側面についての特別報告者の広範な調査に関連して、ジェンダー不平等がエンタメ産業におけるスクリーン外の役割にもスクリーン上の役割にも影響していることが留意される。1,100本の人気映画に関して行われた調査で、わずか43名の女性が監督として働いていることが分かった。産業の女性、特にかなり低雇用のままである有色女性と先住民族女性の間で高い職の不安定がある。男性の企業文化の覇権主義的力が、最も支配的な問題の一つであり、暴力と虐待の深刻な枝分かれを持つ。女優は、契約の点で最も脆弱になる可能性が最も高く、体にぴったりまたは魅惑的な衣装またヌードで見せられるという虐待的状況にしばしば置かれる。男児と女児は、同性愛者も異性愛者も、エンタメ産業では性的搾取と虐待の被害者である。男性被害者と女性被害者の間でカウンセリングと支援の利用可能性についての意識はほとんどないが、これは特に男性被害者について言えることであり、彼らが相談を求めることを特に難しくしている。男児の搾取は隠される傾向にもある。女児の虐待は、その身体と二次的な性的特徴の認識に基づいて早くから成人として扱われるのでより簡単に明らかになる。最近、早くから思春期と性器の成熟を引き起こす人工のステロイドと麻薬を与えられる子どもの例が報告されている。

4. 子どもの人身取引を可能にする企業活動と慣行

20. 子どもたちは詐欺的申し出で、紛らわしい約束、希望や夢の利用によって演技者またはもてなし手として働くために取引され募集される。何百万人が紛争、暴力、ますます強制移動と移動を駆り立てるその他の状況で、多くの子どもたちは家族を失うことになり、生き延びるためにエンタメ産業で働くよう強制される。したがって、国家がエンタメ産業の事業に適切な指導を提供することが絶対に必要である。エンタメ産業は、多くの人々によって、名声、成功、贅沢への入り口であると考えられており、人身取引者は、高い給与とより良い生活に対する誤った希望を申し出て、子どもとその家族をだますためにそのような考えを利用する。いくつかの文書化された事件には、踊り手またはホステスとして働き、性的搾取と暴力を受けていると伝えられてきた子どもたちが含まれている。子ども被害者は、バーやナイトクラブやその他の公共の場で発見されている。そのような場合は、搾

取的行為が人目に触れずに起こる私的空間を提供する傾向にある。そのような慣行は、人身取引者が、支援のネットワークから孤立している子どもたちをさらに搾取することを可能にしている。エンタメ・セクターと観光産業の間の強い絆も、ほとんどがお土産の呼び売り人として、観光産業での無監督の子どもたちの存在を含め、認められてきたが、これがその搾取に対する脆弱性を高めるかもしれない。

5. 技術の乱用

21. 加害者は、オンラインの娯楽の商業市場を通して、子どもの性的虐待資料の作成を含め、搾取の目的で、可能性のある被害者に到達するために、技術を利用する。子どもたちは、時には国境を超える子どもの物理的密輸がかかわるサイバー性産業で搾取される。人身取引者は、しばしば、オンラインの空間の安全な利用に関して子どもの限られた知識を悪用して、子ども被害者となつながら、ソーシャル・メディア・プラットフォームのような相互作用のコンピュータ・サービスをしばしば利用する。現代の技術は、犯人が暗号化したアプリやダーク・ウェブを通して被害者となる可能性のある者や顧客に到達することを可能にする。オンライン・サービスによって提供される匿名性は、技術が促進する子どもの性的虐待と搾取を捜査し、被害者を明らかにし、救済活動を行う際に、法の施行にとってのもう一つの課題となる。

B. 国際的な法的枠組み

22. 子どもの権利と生活のあらゆる領域でのその保護のための最低基準は、「子どもの権利に関する条約」に概説されている。「条約」の第34条は、ポルノ的パフォーマンスと資料に含まれることを含め、性的搾取と性的虐待からの保護に特に対処している。第13条は、美術の形態を含め、またはその他のメディアを通して、子どもの表現の自由への権利を規定している。しかしその権利は絶対的なものではなく、他人の権利または名声の尊重、または国の安全保障、または公共の秩序、または公共の保健またはモラルの尊重を含め、一定の制限を受ける。

23. 第5条で、締約国は、「条約」で認められている権利の子どもによる行使において、適切な指示とガイダンスを、子どもの進展する能力に一致するように提供する両親またはその他の子どもに対して法的に責任のある人物の権利と義務を尊重するよう申しつけられている。第16条は、プライバシー、家族、家庭、通信への子どもの権利と干渉や攻撃に対する法の保護を含め、子どもの名誉と名声への違法な攻撃からの保護を規定している。

24. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の前文の paragraph で強調されているのは、経済的搾取と危険であり、子どもの教育を妨げ、子どもの健康、また身体的・精神的・霊的・道徳的・社会的発達に干渉する可能性のある仕事を行うことから保護される子どもの権利である。第2条(a)で、子どもの売買は、報酬またはその他の配慮のために、人または人の集団によって他に子どもが移される行為または取引を意味すると明確に定義されている。第3条(1)では、子どもの

性的搾取または強制労働への子どものかかわりに関連するあらゆる行為や活動は、そのような罪が国内的または国際的におこなわれ、個人に基づいてまたは団体に基づいて行われることにかかわらずそれぞれの締約国の刑法で完全にカバーされなければならないものと理解されている。

25. 「子どもの権利に関する条約」の締約国は、経済的搾取から子どもを保護するよう義務づけられているが、1973年の国際労働機関の「最低年齢条約」(138号条約)では、学校の時間外でなされる労働の最低年齢13歳とフルタイムの雇用のための最低年齢16歳が明確に述べられている。1973年の国際労働機関の「最低年齢勧告」(146号条約)では、危険な労働から子どもを保護する措置に加えて、保健と安全基準、年間休日、社会保障及びその他の保険・給付計画、同一労働同一賃金を念頭に置いた公正な報酬とその保護、日毎、週毎に労働に費やされる時間の厳しい制限と関連する宿題に必要とされる時間を含め、教育と訓練、一日の休憩と余暇活動のための十分な時間を認めるための超過勤務の禁止、真の緊急事態を除いて例外なく継続して12時間の夜の休憩と慣習的週休を認めることが要件として概説されている。

26. 1999年の国際労働機関の「最悪の形態の子ども労働条約」(182号条約)の中で、子ども労働の状況で起こる性的搾取を含め、最悪の形態の子ども労働が対処されている。「条約」には、そのような搾取からの子どもの保護に対する要請も含まれている。子ども労働に関連する追加の保護は、2019年の「暴力とハラスメント条約」(190号条約)、2019年の「暴力とハラスメント勧告」(206号条約)、1946年の「若者の夜間作業(非産業職)条約」(79号条約)、1948年の「若者の夜間作業(産業)条約」(改正)(90号条約)を含め、その他の国際労働機関条約に述べられている。

27. 一般コメント第16号(2013年)の中で、子どもの権利委員会は、民間のメディアを含めたマスメディアに、社会的・文化的利益、例えば健全な生活様式に関する情報と資料を子どもに普及するよう奨励する国家の責務を含め、企業セクターが子どもの権利に与えるインパクトに関する国家の責務を強調した。委員会は、メディアが有害な情報、特にポルノ資料と暴力、差別及び子どもの性的画像を描いたり、強化したりする資料から子どもを保護するために、情報と表現の自由への子どもの権利を認めつつ、適切に規制されなければならないとも述べた。委員会は、各国に、すべてのメディアの取材で、差別を永続化する暴力と描写からの保護を含め、子どもの権利の完全な尊重を保証するガイドラインを開発するようマスメディアを奨励するよう要請した。

28 休息、レジャー、遊び、リクリエーション活動、文化生活および芸術への子どもの権利に関する一般コメント第17号(2013年)で、子どもの権利委員会は、遊び、リクリエーション、スポーツ、文化生活、芸術の分野で子どもと取り組んでいるすべての専門家のための子ども保護政策、手続き、専門的倫理、規範及び基準が導入され、施行されなければならないことを強調した。委員会は、暴力的なゲームに関連する害悪の可能性に対する意識を高める

ために、両親、教員、政策策定者のための情報の改善と子どものためにより安全で魅力的な選択肢を推進する戦略の開発も要請した。

C. 子どもたちがさらされている危険

1. 保健・プライバシー・安全性

29. エンタメ産業の子ども演技者は、彼らの完全な発達にとって危険な性的で、暴力的で、攻撃的な環境にさらされており、その中で依存性薬物にさらされることもある。職場での性的・身体的・情緒的虐待と暴力は、ビジネス・モデルと本質的につながっていることもあり、エンタメ・セクターで働いている子どもたちに悪影響を与えている。性的なビジネス・モデルの中で、職場でのセクハラは子どもを含め「仕事の一部」として受け入れられている。エンタメ産業は、競争力が強く、目標を達成するために子どもに圧力をかけ、これが強い不安とうつ病につながることもある。早くからスターになることが子どもに与える影響は、麻薬中毒、うつ病、摂食障害、財政問題を含め、子どもに圧力をかける。「困難を抱えている」子ども演技者の良く知られたケースは世界中にあった。性的虐待と搾取の子ども被害者は、しばしば心的外傷後ストレス障害や自殺念慮さえ含め、様々な衰弱させる心理的影響を経験する。

30. 不規則な予定で危険な条件の中で適切な教育も保護もない長時間労働は、子どもの健康と社会的精神的福利にインパクトを与え、その学校の出席率と成績に悪影響を及ぼす。彼らが不適切な公共の暴力的でさえある演技に参加することが、価値の喪失を奨励することもある。多くの子どもたちの安全とプライバシーは、オンラインやオフラインのストーカーに直面し、その生活がグルーミングや募集に続いて公にされるとき、危険にさらされる。映画やテレビ産業は、マイクロアグレッションが正常化され、起こるスペースを与えられる映画とテレビで働くシスターズという団体によって 2017 年に行われた調査の結果によれば、マイクロアグレッションの温床としての資格を持つ。セクハラのは危険は、労働者にあらわな露出する衣装を着せる服装ルールによってさらに悪化する。マネージャーとの性関係は、舞踊団への新しい募集のための配役セッションまたは面接として役立つ。

31. 依存性物質の使用にさらされることは、長時間労働に直面して、またはある環境を我慢するために身体的耐久力を伸ばすために用いる者にとってもストレスと心配を生み出しかねない。

2. 虐待的契約と非正規労働の取り決め

32. 虐待的で有害な契約の受領は、性質が危険であるかも知れず、その要件が教育への権利のようなその権利を深刻に妨げることもある業務上の活動に子どもをかかわらせることもある。その脆弱性は、その年齢と彼らが仕事での自分の権利に気づいていないかも知れないという事実または子ども労働に反対する有力な法に気づいていないかも知れないという事実によってさらに複雑化する。家族や後見人は、危険に気づいていないかまたは子どもの活

動の理想化のために目をつむっているのかも知れず、これも儲かるものと考えられるかも知れない。そのような態度は、子どもを救出し、立ち直らせ、再統合させる努力に否定的インパクトを与えることもある。エンタメ・セクターには、国際的状況でのパフォーマンスが含まれることもあり、子どもたちは自国の外に旅することもあり、彼らからその支援制度を奪い搾取と虐待にさらす可能性がある。

33. 様々なメディアの形式での画像や声の彼らの抑制を超えた利用を含め、子どもと思春期の若者の私生活の暴露に関しては契約の限界の描写は明確ではないかも知れない。未登録の事業とフリーランスまたは自営の労働者は、雇用法、保護措置、矯正メカニズムにあまり従わない傾向にある。最悪の場合は、人身取引者は、見かけは合法的であるが搾取的条件で理解しないままにそのような契約に署名を強いられ、低賃金と様々な形態の虐待という結果となるかもしれない。

34. 雇用者は、例えば病気の両親を世話したり、家の借金を返したり、弟や妹の教育資金を出したりすることを含め、子どもたちが家族の責任を引き受けることを期待されている状況のように、家族の状況によって重荷を負っていたり、後見人の役割が効果的に行使できない子どもたちを搾取できる。

3. 汚名、差別、二次被害

35. 子どもの虐待の受容と正常化は、子どもがエンタメ・セクターで働く時の主たる危険である。不安定、脅し、恥、差別の危険、報復の恐れ、虐待者の脅し、汚名による通報の否定的インパクトが、子ども被害者が助けを求めることを妨げる障害である。例えば、レストラン、サーカス、合唱団または観光またはファッション関連のショーのような娯楽の場所に雇われている子どもたちに対する否定的な社会的認識と彼らと親しくなる資格があるとの感覚を含め、顧客の側の彼らに対する尊重の欠如の結果が、そのような子どもたちを危険にさらす。そのような場での性的虐待は、しばしば、子どもたちが受けた性的虐待について話すことができず、両親が子どもの虐待の危険について沈黙したままで、恥、汚名、秘密、または沈黙の文化と関連している。

36. 悪いことをしたとの認識と秘密の雰囲気のために、子ども被害者の側での権威に対する恐れも、子ども被害者が、虐待を通報することを思いとどまらせ、司法への障害となる。エンタメ産業内の性的虐待と搾取の通報のキャリアに対する結果が破壊的であることもある。サヴァイヴァーはしばしば、産業内で仕事を探すさいの課題や同じ役ばかり与えられたり、ブラックリストに乗せられたりすることを含め、差別やキャリアの挫折のような厳しい余波にしばしば直面する。被害者は、緊張した関係や虐待について声を上げたことに対する汚名に直面する。そのような余波は、被害者が沈黙のサイクルを打ち破り、娯楽の世界とそれを超えて正義を求めるようエンパワーされたと感じる安全で支援的環境を生み出す必要性を強調している。

37. エンタメ産業で働いている子どもたちの虐待に対処できないことに関連して、法律執行

職員もそのつながりを通して産業の製品を消費し、娯楽業を保護するにより、そのような虐待の加害者であるかもしれず、追加の被害化という結果となり、被害者のトラウマを複雑化している。ソーシャル・メディアの状況で、司法組織の中には、特に修復的司法の取り組みが効果的でなく、または利用できないところで、自分の性的に明確なコンテンツを送ったり交換したりする子どもや思春期の若者をその行動を犯罪化することによりさらなる被害化にさらしているところもある。トラウマにかかった子どもたちは、司法制度が子どもに優しくなくジェンダーに配慮していない時、当局によってさらなるトラウマ化を受ける。

D. 危険を緩和する道

1. 法的枠組み、政策及びガイドラインを策定し実施する

38. 子ども演技者を保護するために、エンタメ産業を統治する法的枠組み、政策及びガイドラインを策定し、実施することが絶対に必要である。子どもの描写、イメージ及び画像、メディアと娯楽の領域での暴力の物理的・道徳的限界と危険に関して受容できる規範を考慮しつつ、そのような努力は法的範囲の決定から始めなければならない。国内戦略計画内でエンタメ・セクターの性的搾取、虐待及び暴力に対してゼロ・トレランス政策を進めることは付加価値となる。例えば、スロヴェニアは、規範と文化的状況を考慮に入れて、あらゆる形態の搾取と闘う政策を設置してきた。

39. 国々は、エンタメ産業におけるあらゆる形態の子どもの性的虐待と搾取を明確に犯罪化すべきである。国々は、あらゆる産業にわたって義務的適用で、子どもの保護基準も規制でき、エンタメ産業内でそのような基準の適用を監視するために、指定された規制局を設置できる。管轄区にわたる実践として特別報告者は、場合によっては、未成年者のための労働許可証がケース・バイ・ケースに基づいて労働局によって提供されると述べている。例えば、ブルガリアでは、未成年のための労働許可証は、保健と安全性に基づいて取り消すことができる。スペインでは、公共の公演への16歳未満の未成年の参画は、連絡契約の締結を前提条件として労働局によって許可されなければならない。スペインの法律も、未成年者が夜間、超過勤務で、または学業中に働くことを禁じる規定を含んでいる。

40. 法的規定には、産業の倫理、子ども演技者に関するその責務の描写、審査スタッフの要件、通報メカニズムの設立とそこへのアクセスの手段、密告者の保護のための規定の義務的登録が含まれるべきである。子ども演技者に関連する産業の手続きが、子どもの安全性に関する訓練、通報の構造、事件、旅、調達を扱うためのプロトコールを含め、設置されるべきである。例えば、アイルランドでは、法の枠組みは、子ども演技者を代表するタレント機関にまで及ぶ。機関は、性的虐待を含め、害悪からそのような子どもを保護する手続きと政策を設置する責任を担っている。そのような団体は、害悪の危険を明らかにし、そういった危険を緩和する手続きを開発する評価を行うよう要請されている。

41. 産業内の団体を許可する際の一層詳しい調査のための措置に関して、例えば英国は、適切に許可を求めなかったとか、許可の要件に従わなかったことを企業の犯罪としてきた。許

可制度は、その地方の子どもを守るためにその地方自治体の政策に組み入れることができよう。そのような制度は製造業を含めた産業内の団体に、子どもが演技またはその他の活動に参加するときにすべての子どもが保護され、その教育が妨げられないことを保証することに対して責任を持たせることができよう。

42. 特に危険を緩和するための深夜作業の禁止を含め、娯楽の場での子どもの仕事に関しても厳しい規制的保護が確立されるべきである。虐待者となる可能性のある人を思いとどまらせ、権利のごくわずかな侵害を通報するために歩み出ることを被害者が安全だと感じる環境を醸成するために措置が設置されなければならない。報告書を出す提出期限を含め、手続き上の障害は、被害者がそうする用意があるときはその生涯のいつでも苦情を申し立てることができるように、撤廃されるべきである。

43. 特別報告者は、北マケドニアからの提出物で概説されているように、地位や権力を乱用する者による性的搾取を特に犯罪化する法律の付加価値を強調している。そのような規定は、子どもの依存性または脆弱性を標的とする行動を防止し闘ったりするためのより強力な制度を保証する手助けができる。エンタメ産業での女性と子どもに対する暴力のさらに悪化させる要因である例えばアルコール、麻薬またはその他の物質の提供を通して子どもにとっての暴露と危険の混合を含め、北マケドニアは性的虐待の仲介者の役割も犯罪化していることが述べられている。

44. 子どもと取り組んでいる者は全員、子どもの性的虐待の義務的通報に従うべきである。**例えば日本では、2022年の子どもに対する性犯罪の防止のための計画は、一般の人々を教育し、被害者に通報を奨励する努力において「被害者を責めてはならない」というメッセージに重点を置いている。**英国では、義務的通報が、イングランドとウェールズにわたる制度上の欠陥の7年間にわたる調査に続いて出された「子どもの性的虐待の独立調査」の最終報告書の勧告の一つである。

45. 特別報告者は、法的規定は、関連情報の暴露を防止する性的虐待または搾取の主張に関する法的解決協定におけるいかなる規定も禁止するべきであることを強調している。法律も、性的虐待または搾取の事件で、被害者にあらゆる手続き上または実体的権利または救済策をあきらめるよう要求する協定の中の条項も禁止しなければならないことを強調している。

46. 性的虐待と搾取の加害者と促進者に対する証拠の収集と通報を含め、捜査を通じた法律の効果の実施は、正義と説明責任へのコミットメントを反映できる。この目的に向かって、注目を浴びている裁判を含め、事件は他人が子どもを搾取することを思いとどまらせる例として役立つ。

2. 子どもに安全な企業モデルを育成するために企業の所有者とパートナーシップを確立する

47. 行動規範とガイドラインは、企業レベルの同輩教育を可能にし、責任感を育成して、関係を奨励し、信用を築くことにより、企業の所有者と合同で立案し実施するとき、より効果的になることができる。所有者はビジネス・モデルを立案するとき、社会によるその企業に対する認識を考慮に入れなければならない。企業の所有者は、そのセクターにおける子ども労働の問題についての理解を欠いているかも知れず、もし慣行が子どもにとって危険であるならば、その事業のイメージが危険にさらされることもある。従って、意識啓発活動、雇用手続きの監視、管理、制度化のようなカギとなるトピックに関して、労働環境の安全規定の保証に関して企業協会の積極的な参画を得て、行われるべきである。管理モデルは、例えば職場に安全に行きかえりするための子ども演技者のための輸送制度を確保することにより、子どもの性的搾取の可能性のあるスペースを除去することにより危険を緩和することに重点を置くべきである。さらに、企業の所有者、市民団体、法律執行当局は、それぞれの仕事の範囲に沿って子どもを守るための方法を見つけるために協力できよう。

48. エンタメ・セクターで企業所有者のネットワークまたは協会を築くことは、説明責任メカニズムを築く手助けとなる。同輩から同輩への取り組みは、娯楽の道のネットワークにわたって説明責任を改善するために、地方の施行当局と合同で活動する国レベルの機関また性的搾取の印を明らかにする手助けをするためのガイダンスとその他のリソースを開発するためにも産業にとっても有用であるかも知れない。そのような措置は、違反の規範と限界と結果に関して認識のレベルを高めることもできよう。

3. 子ども演技者に伝え、救助し、支援する

49. エンタメ産業の子ども演技者は、ある活動への参画のあり得る否定的結果に関して適切な訓練によって適切に伝えられていなければならない。そのような訓練の終了について子どもの情報を得た自由な同意を確保するための手続きは、義務的なものにできる。意識啓発キャンペーンが、学校で、子どもや若者が集まる領域で情報資料の普及を通して行われるべきである。

50. 子どもの売買と性的搾取に対処することに対する実際的取り組みに関する報告書の中で、特別報告者が強調したように、予防措置と子どもの中に強靭性を築くことには、彼らが情報を得た責任ある決定を下すことができるように、子どもに必要な年齢にふさわしいメッセージの提供が含まれるべきである。例えば、ドミニカ共和国では、生活技術と包括的な性的健康意識プログラムが、彼らの身体的・情緒的完結性にとって有害であることもある危険、性的慣行と行為、社会におけるジェンダーに基づく暴力とその正常化についての知識を子どもと思春期の若者に提供している。ドミニカ共和国の前向きの親業プログラムは、子どもの福利を支援するために、虐待と暴力の警告のサインの明確化に対して両親

とその他のケア提供者を訓練している。

51. 特別報告者は、子どもに配慮した通報手続き、包括的なリファール制度及びプライバシーの問題を含め、通報を妨げることもある子どもの懸念に対処する被害者中心の取り組みの重要性を強調している。通報と透明性の文化を育成するために、子ども被害者による自己申告に頼りすぎること避けるべきであり、子どもの性的虐待資料の発見とその除去に重点を置いて、積極的取り組みが優先されるべきである。エンタメ産業で子ども被害者に直接的支援を提供できる訓練を受けたカウンセラーが職員である機密のヘルプラインまたはホットラインへのアクセスが産業の団体によって提供され、宣伝され、促進されなければならない。南アフリカからの言及に値する2つの例は、子どもの人身取引事件を通報するための国立人身取引ホットラインとオンラインの違反を通報するための映画宣伝理事会ホットラインである。

52. 多くの子ども被害者は、被害にあった場所から離れて包括的なケアを受ける安全な場所を要求している。性的虐待と搾取の被害者に提供する法的支援と代表、シェルター、療法、同輩支援とカウンセリング・サービスを含め、この点で資金が配分されなければならない。特別報告者は、子どもの売買と性的搾取に対処する実際的取り組みと売買と性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための補償に関する報告書の中で、スロヴェニアの提出物の中で言及されている慣行に類似した子どもに優しい環境での裁判手続きの要件に従って、公聴会を開催する手続きを含め、子どもに支援を提供するバルナフス・モデルを強調している。

4. 監督と説明責任措置を実施する

53. 保護措置の実施を保障する監督と説明責任のための規定を設立することは、エンタメ産業で危険にさらされている子どもたちのためのそのような措置の範囲を強化できる。独立した監督・説明責任メカニズムは、関連規定の順守を監督し施行する産業に特化した規制機関または委員会によって設立されることができよう。娯楽場や産業事務所を含め、子どもが働いている場所を含め、その正規の作業中に労働検査官の効率を高めるために、措置が取られるべきである。さらに、密告者の手続きが開発され、実施されるべきである。

54. 例えば、英国では、「暴露妨害サービス」が、情報を得た募集の決定を支援し、子どもにとって害悪の危険のある者が雇われることを阻止するために関連する刑事記録の暴露を提供している。「サービス」に被雇用者についての関連する懸念を通報する法的義務を含め、子どもを雇用している企業を含む規制された活動の提供者の責任を特定する部門ガイダンス文書も作成している。関連検査院と規制者との情報交換も優先される。同様に、スペインでは、「性犯罪者と人身取引中央登記所」に列挙されている未成年者と定期的な接触にかかわっている職業または活動に雇うことが会社やその他の団体に禁じられている。

55. 特別報告者は、子ども労働を規制する既存の措置と規定がエンタメ・セクター内で尊

重されているかどうかを検証する監視メカニズムを設立することの重要性を強調している。特にソーシャル・メディアの演技者または影響者の性的虐待と搾取に関して、独立した国の仲裁メカニズムがヘイト・スピーチ、暴力の描写または脅しの通報を促進するために設置されることができよう。苦情を捜査し、監査を行い、子どもの保護に関する基準に従わなかったことに対する懲罰または制裁を出すためのそのような制度的メカニズムは、適切な訓練を受けた職員によって効果的に実施できよう。

56. 法律執行当局は、子どもが働いている娯楽の場所の定期的チェックと同時にその子ども娯楽の場とインターネットのクラブで見つかった学生についての8か月を超える地図作成が行われた。その結果、1,574のエンタメ施設が未成年をそのような場所に夜通し留ませたことに対して「行政責任法」の下で責任を取らされた。さらに、37,863名の両親または後見人が「法」の下で責任を取らされた。

5. 教育し、意識を高め、訓練し、能力を築く

57. 包括的教育と意識啓発プログラムは、子ども演技者に適用できる行動上の限界と同意の年齢と通報の手段について産業の専門家を教育するために拡大されるべきである。スタッフもフリーランスの被雇用者も、彼ら自身が被雇用者として民事・刑事責任とその経歴へのインパクトの可能性にさらされることを理解することに加えて、性的虐待と搾取の子どもにとっての否定的結果について十分に教育されるべきである。特別報告者は、エンタメ産業に自分の子どもを押し込んだり、そのマネージャーとして振る舞う両親を、子どもがさらされる危険について、子どもの最高の利益と子どものためになされるあらゆる決定において意見を聞いてもらう権利を優先することの重要性について教育し、虐待者となる可能性のある者が虐待的行為にかかわることを思いとどまらせられる環境を醸成する手助けをするために、プログラムが開発されるべきである。アルバニアでは、国内の意識啓発活動が子どもの性的搾取と虐待に関して毎年11月に開催されている。そのような活動には、声を上げ通報することが奨励される文化の推進が含まれている。地方レベルでは、子ども保護活動家が、虐待とこれを防止する方法について意識を啓発し、危険な状況でどのように自分を守り虐待を通報するかについて意識を啓発するために、子ども、両親、専門家との情報交換会議を開催している。

59. 意識啓発キャンペーンは、劇場の製作、ラジオ放送、スポーツ行事、近所、学校、大学のフォーラムによるものを含め、行われるべきである。そのようなキャンペーンは、産業の専門家、危険にさらされている子どもたち、両親と後見人及びより広い地域社会に、子どもの性的虐待と搾取にかかわる危険、行動、態度及び虐待の兆候を教えることができ、エンタメ産業内を含め、通報を奨励することができる。そのような努力は、汚名を減らし、地域社会の理解と子ども被害者とその家族を対象としたサービスの利用を増やすことができよう。

60. エンタメ産業の正規構造も非正規構造も、産業内の子どもの性的虐待と搾取の被害者

を認め、発見し、救済し、法律施行当局の能力を強化するために明らかにされるべきである。

61. エンタメ産業内の危険、行動、態度に対する認識は、産業内の子どもの性的虐待と搾取を防止するために、両親や家族のような子どもの生活のカギとなる行為者の間を含め、育成されるべきである。特別報告者は、**日本の子どもと若者に対する性暴力の防止のための緊急の政策パッケージを強調しているが、これには雇用と先生と生徒との関係がかかわる子どもに対する犯罪に関連する施行を強化するための措置が含まれ、活動の適切な行為に関して文化と芸術の分野で活発な人々のための相談サービスを規定している。**

62. 特別報告者は、子どもがかかわる行事を開催するとき、その活動についての情報を提供し、その制作資料が何らかの形態の子どもの搾取または虐待の産物ではないことを保障することを商業的企業の義務とする規則の策定を奨励している。アイルランドでは、2015年の「子ども第一法」の下で、関連企業は、教育、調査と訓練と文化、レクリエーション、余暇、社会的・身体的活動の領域をカバーし、企業によって行われるそのような活動にかかわる子どもまたは若者が害悪から安全であることを確認して、それぞれのパフォーマンスの初めに文書による子ども保護声明を提供しなければならない。劇場の制作のような娯楽の製作者は、ショーの準備で子どもが害を与えられたり搾取されることがないことを確認してそれぞれの公演の初めに免責事項を示すことによって、意識啓発の役割を強化できよう。そのようなメッセージは、子どもの保護をめぐるその他の公共のキャンペーンのメッセージを強化できよう。

6. オンラインのスペースの技術的安全を強化する

63. デジタル産業は、エンタメ産業での子どもの売買、性的搾取、性的虐待のオンラインの側面と闘うために積極的な発見努力を強化するべきである。オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国及び米国によって合同で開発され、2020年に開始されたオンラインの子どもの性的搾取と虐待と闘うための任意の原則は、好事例への注目するべき貢献である。防止と通報をカバーする11の原則は、グーグル、メタ(もとはフェイスブックとして知られた)、マイクロソフト、ロブックス、スナップチャット及びエックス(元ツイッターとして知られた)を含めた主要な技術会社によって支持されてきた。任意の原則に加えて、特別報告者は、サービス提供者に説明責任の要件を課す世界的基準の施行提案を支持している。コンテンツを含め、オンライン・サービスの利用が未成年の危険にかかわる場合には、オンラインの年齢検証措置の適用が、オンラインのメディア産業内で広く推進されるべきである。

64. 特別報告者は、「持続可能な開発目標」の枠組み内の売買と性的搾取への子どもの脆弱性に対処することに関するテーマ別調査に概説されているように、オンラインのプラットフォームに関する努力において、国内と国際のステイクホルダーの間の協力の重要性を強調している。注目するべき前進は、国際刑事警察機関と国連子ども基金との間で2023

年に署名された協力協定である。他のステイクホルダーが見習うことのできるこの協定は、オンラインの子どもの性的搾取を捜査し、法の施行と社会サービスと被害者へのサービスのその他の提供者との間のより良い連携を推進し、促進し、被害者と犯人の明確化、オンラインの子どもの性的搾取のためのデジタルの法医学、子どもに優しいサヴァイヴァーを中心とした面接、「国際子どもの性的搾取データベース」の利用を推進するための専門家ユニットまたはチームの設立を支援する措置を定めている。

7. 多様なステイクホルダーの協同を育成し、NGO をエンパワーする

65. 法律執行機関、専門家、メディア、子ども被害者の提唱者間の協同は、子ども被害者の司法へのアクセスを高めるために強化されるべきである。産業のステイクホルダーと心理学者、療法士との性的虐待の被害者と取り組むことを専門にしているソーシャル・ワーカーとの間のパートナーシップが育成されるべきである。国境を越えた協同のための協定が、非差別の原則を支持し、安価な子ども労働を利用するという搾取的慣行を抑制し、調和した保護基準を保証するよう奨励されるべきである。

66. 国の政府と自治体及び民間セクターと学術団体と共同で開発された公約と憲章は、エンタメ・セクター内の子どもの性的虐待と搾取の防止に関して、合同の行動を奨励する手助けができる。関連国際団体は、技術的基準に関する財政支援と専門知識、製作会社、配役機関と組合を含めた産業のステイクホルダーの間の協同を築くことができ、子どもにより支援的な制度という結果となろう。娯楽の場所の所有者と労働者を直接かかわらせ、同輩対同輩の支援モデルを開発することにより、エンタメ産業の内部知識をつなげることは、子どもの性的虐待と搾取を防止することにかかわっている者の役割と責任を明確にできよう。

67. 特別報告者は、エンタメ産業での子どもの性的虐待と搾取に関する有害な影響に関して意識を啓発し、監視し、通報し、子ども被害者とその家族に支援を提供する際に市民社会団体によって果たすことのできる有意義な役割を強調している。そのような団体は、そのような情報がたやすくアクセスできるものではないかも知れないので、地方レベルで利用できる支援構造と支援を主張する権利について被害者に気付かせることを目的とした。

IV. 結論と勧告

A. 結論

68. この害悪と闘うために必要な措置と慣行を確立するために、エンタメ産業内に子どもの性的虐待と搾取に緊急の注意が与えられなければならない。子どもの最高の利益に基づく明確で犯すことのできない規範と原則が、すべての国々にわたって、エンタメ産業内に導入され、強調されなければならない。エンタメ産業内で子どもの性的虐待を推進する制度と構造及び加害者となる可能性のある者と野心を抱く子ども役者との間の関係に固有の

権力力学が産業内の子どもの性的虐待と搾取の永続化の主要な要因であるので、明らかにされ、対処されなければならない。

69. エンタメ産業内の子どもの性的虐待と搾取の正常化を破壊することは、自分の権力や影響力を振るうことにより子ども演技者の脆弱性を搾取する者に対するゼロ・トレランス政策の厳しい実施と子どもとその他のすべてのステイクホルダーが司法と説明責任にアクセスできるツールでエンパワーされる環境の育成によって達成できる。エンタメ・セクターを装って活動する人身取引チャンネルと事業の間のつながりは、紛争、暴力、強制移動の悪影響を受けている脆弱な子どもたちが巻き込まれることを抑制するために法の施行によって組織的に闘われなければならない。強い努力が、子どもの性的虐待と搾取を永続化する有害なジェンダー規範を含め、慣行と規範を根絶するために産業内で払われなければならない。

70. 法的枠組み、政策及びガイドラインは、エンタメ産業の子どもの健康、安全、プライバシーを守るために開発されなければならない。契約と仕事の取り決めは、子どもをエンパワーし、虐待、恐怖、汚名、差別から守ることを目的とする国際労働法に沿うようにするために改革されなければならない。エンタメ産業内の子どもの性的虐待事件に関するデータ収集と国際的な情報の分かち合いは、法の格差を埋め、犯人を裁判にかける努力を効率的にする際に重要な役割を果たすことができよう。事業セクターがいくつか好事例を導入してきたが、多様なステイクホルダーの強力なパートナーシップを開発し、意識を高め、オンラインを含めたすべての芸術、文化、娯楽に子どもの保護のための意識を高め、能力を築くために努力が促進されなければならない。

B. 勧告

71. エンタメ産業内の子どもの性的虐待と搾取を根絶するために、徳部と報告者は、以下の勧告を行っている:

1. 法的枠組み

(a) すべての関連する地域・国際条約、特に「選択議定書」と以下のILO条約: 1973年の「最低年齢条約」(第138号条約)、1999年の「最悪の形態の子ども労働条約」(182号条約)、2019年の「暴力とハラスメント条約」(第190号条約)、2019年の「暴力とハラスメント勧告」(第206号条約)、1946年の「若者の深夜作業(非産業職)条約」(第79号条約)、1948年の「若者の深夜作業(産業)条約」(第90号条約)を批准し、実施すること。

(b) 「企業と人権に関する指導原則」、「観光のための世界倫理規範」及び「旅行・観光における性的搾取からの子どもの保護のための行動規範」に沿って、保護を実施し、監視すること。

(c) エンタメ産業に関連しているので、あらゆる形態の子どもの売買と性的搾取と危険または最悪の形態の労働を禁止し、犯罪化する法律を採択または改正することにより、包括

的な法的枠組みを導入すること。

(d)公開、契約、プライバシー及び労働に関連する子どもの権利を守りつつ、行われる活動とその条件に関するものを含め、子ども演技者の仕事の活動のための規範を明らかにし、限界をと実施すること。

(e)事業の場所で一日一日の適切な行動の施行を保障するエンタメ産業内の職員と顧客のための産業が支援する行動規範を開発すること。

(f)事業の場所での日毎の適切な行動を保障するエンタメ産業における職員と顧客のための産業が後押しする行動規範を開発すること。

(g)罪の重さに釣り合うように犯人を罰する刑法の規定の確立によって、デジタルの手段を通すものを含め、法的枠組みが子どもの人身取引に対処することを保障すること。

(h)供給者、人身取引者と促進者、及び金融・技術セクターを含め、慣行、エンタメ・セクター内で働いているすべての仲介者を法的範囲に入れること。

(i)事業内及び産業の専門家やスタッフの間に意識を啓発するためのガイドラインを開発すること。

(j)雇用の条件として子どもの保護規定を含んでいる行動規範に署名し順守するよう産業の専門家に要請すること。

(k)特に子どもと接触することになるあらゆる種類の雇用のために義務的な背景チェックを導入すること。

(l)エンタメ産業内の監督・監視メカニズムと疑われる子どもの性的虐待事件を通報するために、契約者を含め、産業のすべての雇用者に法的責務を課す義務的な通報メカニズムを設立すること。

(m)労働検査官管轄区域の中に監視メカニズムを創設し、正規・非正規のエンタメ・セクター内に労働条件と起こり得る危険に関するものを含め、子どもの性的虐待を明らかにし、通報する際に、職員を訓練する適切な措置を提供すること。

(n)教育・芸術・文化機関内に監視組織とアクセスできる通報メカニズムを設立し、教師と生徒及び同輩関係の状況に、子どもの性的虐待についての意識を育成すること。

2. 知識の分かち合い、意識啓発及び能力構築

(a) 子役とその両親、最大限の労働時間、教育の継続に関する規則、子どもにとっての危険及びヘルプラインのような通報の方法を含め、保健と安全基準、労働取り決めに関する子役の推進者のために訓練を提供すること。

(b) 地域社会レベルの密告者の役割を推進し、性的虐待またはハラスメントまたはその他の違法な行動についての情報を暴露する者の安全性を確保するために、違法行為を通

報する者の安全性を確保するために、違法行為を通報する個人に強力な密告者と証人の保護を提供すること。

(c) 親の責任、子どもの権利、違法な行為、違反を通報するメカニズムに関して、親と後見人をエンパワーし、その間の意識を高めること。

(d) 子どもの保護に関連する規範と価値を描写し強化し、エンタメ・セクターでその描写の許される限界を明確にする視聴覚材を用いてメディアキャンペーンを開発し、普及すること。

(e) 子どもの性的虐待と搾取に関する意識啓発を芸術家と映画と演劇の専門家を含め、今後のエンタメ産業の労働者を教育する大学や学校のシラバスや教材に導入すること。

(f) 子どもの性的虐待と搾取を効果的に明らかにし、発見し、捜査し、被害者を救済し、犯人を訴追し、制裁するために、適切にソーシャル・ワーカー、心理学者、療法士、教員、法律執行職員を含め、専門家の能力を強化するために訓練を提供すること。

(g) 子どもたちが、恐怖や圧力を受けていないと感ずることができるように、子どもたちと特に訓練を受けた職員のための献身的な証言室で子どもに優しい捜査を行うこと。

(h) 精神衛生を含め、子ども被害者が受けた害悪と道徳的損害に関して司法セクター内で訓練を行い、補償、心理的支援、リハビリの子ども被害者への提供のための適切な措置を実施すること。

(i) 国内計画、政策、開発努力が、貧困、暴力、周縁化、人身取引、子ども労働及び強制移動に対処することを保障すること。

3. 司法とサービスへのアクセス

(a) 個人、施設、事業及び法律施行当局のために包括的で、アクセスできるリファール制度を設立し、子ども保護、教育、保健及び民間セクターでのそれらの領域での司法制度とその他のカギとなる行為者との間に協同を育成することによりその利用を保障すること。

(b) 刑事司法手続きに参加するよう要請されている子どもたちが、年齢にふさわしい、ジェンダーと子どもに配慮した支援と手続きのあらゆる段階で彼らを支援するカウンセリングを与えられることを保障すること。

(c) 被害者が司法に頼みの綱を求めている時、二次被害から保護することを保障し、被害者が名乗り出ることを妨げることもある出訴期限法を含め、手続き上の障害を除去し、子どもに配慮した苦情・通報メカニズムへのたやすいアクセスを提供すること。

(d) ケア、回復、リハビリ、再統合のためと同輩支援のための提供を含め、子どもの性的虐待と搾取の癒しを推進するためにトラウマを心得た治療サービスと資金を提供するこ

と。

(e)子どもの性的虐待と搾取の被害者のためのアクセスできる専門の精神衛生サービスを保障し、再トラウマ化の危険を減らすための長期的な持続可能な取り決めに支援する共感力と理解の文化を育成すること。

(f)子どもの性的虐待と搾取の被害者のための専門の支援とサービスを提供する目的で、献身的な NGO、提唱者、活動家の作業を確立し支援すること。

4. 調査と協力

(a) エンタメ産業内の子どものニーズを守り対応するための政策に伝えるための包括的で証拠に基づくデータを提供する調査を行うこと。

(b)国々、国際団体、開発パートナーの間のパートナーシップ、協力枠組み、同盟を支援するために、子どもの性的虐待と搾取の被害者と犯人に関連する情報を分かちあい、更新することにより、「選択議定書」の下で要請されているように、国際協力を強化すること。

(c)司法管轄権の境界を越えて、エンタメ産業のデジタルの側面を含め、あらゆる規定が国際労働法の基準と非差別と子どもの最高の利益の原則に沿っていることを保障するために、2 国間、地域及びその他の型の協定を推進すること。

(d)国境を超えるプロトコールを生み出し、国境を越えて起こっている子どもの性的虐待と搾取と闘うための防止、対応、懲罰枠組みを開発し、エンタメ産業内のそのような犯罪の国境を超える性質に対処すること。

子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の 年次報告書(A/HRC/55/58)

概要

総会決議 76/147 に従って提出される本報告書の中で、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の Najat Maalla M'jid は、そのマンデートを果たすため世界・地域・国内レベルで彼女が取ってきた行動を見直している。彼女は達成された結果の全体像と前回の報告書以来の彼女の活動に関する最新情報を提供し、子どもの保護と福利を保障するために、セクターにわたるサービスへの投資の必要性がこれまで以上に緊急であることを強調している。報告書は、その地位にかかわらず危機時に移動しているすべての子どもの保護の必要性にも重点を置いている。

I. 序論

1. 総会決議 62/141 に導かれて、子どもに対する暴力に関する事務総長特別本代表は、子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃のための独立した世界提唱者である。決議 76/147 の中で、総会は、達成された進歩と子どもに対する暴力に関する国連調査の勧告のさらなる実施を推進し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施において加盟国を支援する際に、達成された進歩とそのマンデートの役割を認めて、特別報告者の作業に対するその支援を再確認した。総会は、自由を奪われた子どもに対する国連の世界調査のフォローアップにおける特別代表のリーダーシップに感謝も表明し、この領域でその作業を続けるよう彼女を奨励してきた。
2. 本報告書の中で、特別代表はそのマンデートを果たすために世界・地域・国内レベルで取ってきた行動を見直し、達成された結果の全体像を提供している。彼女は、子どもに対する暴力を効果的に防止し、対応する必要性がこれまで以上に緊急であることを強調している。子どもに対する暴力をなくすことは、暴力が増え続け、これまで以上に正常化しているので、待ったなしである。
3. 特別代表は、危機時に移動している子どもの保護に重点を置いて、子どもが暴力にさらされ脆弱であることを高めている世界的課題を明らかにしている。彼女は、報告書の中で前例のない数の子どもたちが根こそぎにされ、強制移動させられている状態で、その地位にかかわりなく、移動しているすべての子どもたちの保護と福利を保障する必要性がこれまで以上に差し迫っていることを強調している。
4. 特別代表は、移動中の子どもの保護に関連するイニシアティブに関する情報を提出することにより、報告書の特徴づけるよう加盟国に勧め、受け取ったすべての提出物に対して大変に感謝している。報告書は、子どもに対する暴力に関する機関間作業グループ、自由を奪われた子どもに関する国連タスク、フォース、市民社会、法律執行機関を含めた様々なパートナーと移動中の子ども自身からの寄稿とインプットからも利益を受けている。特別代表は、移動している、移動させられている子どもたちの声を捉えている献身的な寄稿に対してユニセフ調査事務所---イノセンティ(ユニセフ・イノセンティ)に特に感謝している。

II. 子ども保護と福利への投資は待ったなし

A. 子どもたちは高い代価を支払っている

5. 暴力に対する子どもの脆弱性は、重複し重なり合う危機によって全世界で悪化し続けている。危険が高まり、対応が課題の規模にこたえることができない状態で、世界は、あらゆる形態の子どもに対する暴力をなくすという「持続可能な開発 2030 アジェンダ」でなされた約束を果たす軌道に乗っていない。世界は、子どもは攻撃されるべきではなく、いつも保護されなければならないという原則を支持できないでいる。

6. 「世界人権宣言」の75周年の最近の祝賀は、その地位にかかわらずすべての子どもの権利の保護のための結集の呼びかけであるべきである。「子どもの権利に関する条約」とその規定のすべては、危険にさらされている世界中の何百万人の子どもたちの権利を保護し、命を救うという完全な決意をもって支持されるべきである。

7. 世界的に推定6人中1人の子どもが、子ども労働、子ども結婚、子どもの人身取引、路上で暮らしている子どもたち、子どもの性的搾取及び犯罪集団、武力集団、暴力的な極端主義者の集団への子どもの募集を含め、強力な暴力の牽引力である極度の貧困の中で暮らしている。2021年末に、6名中1名以上の子どもたちが、紛争地帯で暮らしており、これは20年で最も高い割合である。気候危機の蓄積するショックも継続する危機をさらに悪化させ、子どもに対する暴力の恐怖を増幅させるものとなる。国連子ども基金(ユニセフ)は、10億人の子どもたちが気候危機によって悪影響を受ける極めて高い危険にさらされていると推定している。一方、推定約15億人の15歳未満の子どもたちが社会保護へのアクセスがなく、保護の進歩は2016年以来全世界で停滞してきた。

8. 子どもに対する暴力に関するデータは驚くべきものである。最近の世界的推定は、子ども労働に就いている子どもの数は、全世界で1億6千万人に増えている。データを持つ31か国で、少なくとも2億人の女兒と女性が、女性性器切除を受けている。約1,200万人の女兒が毎年幼年期中に結婚しており、現在の傾向では、さらに1億人以上の女兒が2030年までに18歳になる前に結婚する。世界的に約5人中1人の思春期の女子が最近親密になったパートナーの暴力を経験している。ほとんどの国々で、3分の2以上の子どもたちがケアの提供者により暴力的なしつけを受けている。10万人中推定105名の子どもたちが、全世界で居住のケアを受けており、ユニセフによれば、全世界で100万人以上の子どもたちが法律執行担当官により自由を奪われているものと推定される。25か国をカバーして、2022年にランセットによって公表された調査は、31.7%の障害児が暴力を経験しており、暴力に直面する可能性が2倍であることを示した。子どもはすべての明らかにされた人身取引の被害者の35%を占めている。子どもにとってのオンラインの危険は増えており、つまり、15%の子どもがサイバーいじめの被害を報告しており、子どもの性的虐待画像の3,200万の報告が、2022年に、電子サービス提供者によって明らかにされた。

B. 15年後: これまで以上に強力な行動が必要とされる

9. 特別代表のマンデートの設立後15年で、子どもに対する暴力を防止するより強い行動の必要性が依然として緊急である。特別代表は、彼女の提唱、諮問、橋の構築の役割を通して暴力からの子どもの保護を推進するマンデートを利用し続けている。そうする際に、彼女は、生涯にわたって暴力の根本原因と牽引力に対処し、子どもと家族の周りに統合された一連の社会サービスを築く効果的な暴力防止に関する分離された取り組みから離れる必要性を強調している。

10. あらゆる形態の暴力とその牽引力と取り組むための包括都的行動を推進しつつ、特別代

表は、暴力をなくすための投資事例、子どもに対する暴力と気候危機、デジタルの環境にある子どもたち、及び旅行と慣行の状況にある子どもたちを含め、特別な領域に重点を置いてきた。

11. 子どもに対する暴力をなくすための投資事例は、2022年3月の人権理事会への特別代表の年次報告書の提出に続いて、「持続可能な開発目標」の達成のためのカギとなる側面としてますます見られており、彼女はこの傾向によって特に元気づけられている。彼女は、証明された費用効果のあるセクター横断的サービスへ投資の高い収益を強調して、子どもに対する暴力と取り組むための統合された取り組みの確立と強化を支援するためにすべての地域にわたって多くの国々とかかわってきた。特別代表は、アイスランドとの正規の協力協定の枠組み内で、そのような評価を行う際に国々を支援するために好事例を文書化し、ガイドランスを開発し続けている。

12. 気候危機と子どもに対する暴力に関する総会への報告書に基づいて、特別代表は、適切な資金と監視によって後押しされる子どもに配慮した気候法と緩和政策を推進し、提唱し続けてきた。彼女は、世界的な、また地域レベルでのイニシャティヴで子どもと若者をつなげ、特別代表が貢献してきた子どもの権利委員会によって、気候変動に特に重点を置いて、子どもの権利と環境に関する一般コメント第26号(2023年)の開始に参加した。

13. デジタルの環境内での子どもの保護に関する彼女の報告書をフォローアップして、特別代表は、オンラインで子どもの保護とプライバシーを確保するための強力な法的・規制的枠組みの必要性を強調し続けている。彼女は、オンラインの性的搾取と虐待からの子どもの保護に関して、欧州連合による法律の開発のような継続中の法改革プロセスに貢献している。彼女は、この側面を世界デジタル・コンパクトの開発と犯罪目的での情報・通信技術の利用と闘うための包括的な国際条約の策定に組み入れる必要性も強調してきた。特別代表は、WeProtest 世界同盟との共同で、オンラインの安全性についてのその考えについて様々な地域からの600名以上の子どもたちの世論調査を行うことを含め、この分野での行動を形成し特徴づけるために子どもの考えと経験の必要性を強調し続けてきた。その結果は、子ども回答者の60%が、彼らを傷つけるかまたは危険だと感じさせることをオンラインで経験する可能性があるまたは可能性が高いと考えていることが明らかとなった。子どもたちは、これに対処するためのより強力な法律とオンラインのプラットフォーム内の有害で虐待的なコンテンツを通報する明確な方法を望んでいることを示した。

14. 特別代表は、性的搾取、子ども労働及び人身取引を含め、旅行と観光の状況で、あらゆる形態の暴力からの子どもの保護を確保することの重要性を推進してきた。セクターは、コロナウィルス病(COVID-19)のインパクトから回復し続けているので、旅行と観光セクターが真に持続可能であることを保障するより中枢的瞬間はこれまでになかった、セクターの持続可能性に関する議論は、環境的、経済的、社会的側面を正しく組み入れてきた。しかし、子どもの安全も持続可能性にとっての基本である。特別代表は、国際・地方の市民社会団体

のみならず、スウェーデンのシルヴィア王妃、加盟国の代表、法律執行機関及び民間セクターの参画を得て、総会中にスウェーデンとドミニカ共和国が協同開催した高官行事で子ども保護を核心として旅行と観光を考え直すことに関するアドヴォカシー要約を開始した。

C. 多くの前線の幅広い動員

15. 子どもに対する暴力を防止し、対応するより強力な対応を提唱する際に、特別代表は、世界・地域・国内レベルで幅広いステイクホルダーを支援し、動員し、協働し続けている。

加盟国

16. 特別代表は、加盟国のかかわりを刺激する触媒として振る舞い、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施を支援するために、総会からのマンデートを守って、加盟国との高官のかかわりと支援を継続した。

17. 任意の国内見直しプロセスは、「持続可能な開発目標」の実施の状況で、子どもに対する暴力と取り組む有望な慣行とイニシアティブを明らかにして通報し、これら努力への子どものかかわりを確保するカギとなる機会を提供する。特別代表は、2023年に、一揃いのガイダンス資料とツールを開発して分かち合い、任意の見直しを提出する最初の地域団体である欧州連合のみならず、その任意の国内見直しを提出する33の加盟国と会った。彼女は関連する技術的支援を確保する手助けをするために、国レベルで国連制度も動員した。

18. 2023年の持続可能な開発に関する高官政治フォーラムは、特別代表が、すべての「持続可能な開発目標」を達成するカギとして、暴力からの子どもの保護の強化を強調する機会を提供した。彼女は、持続可能な開発のための地域フォーラム、「任意の国内見直し国のための第2回世界ワークショップ」、「持続可能な開発目標9」に関する専門家グループ会議を含め、高官政治フォーラムのための準備過程にも貢献した。経済社会理事会の高官セグメント中に、特別代表は、国レベルでの強靱で持続可能な開発への「一つの国連」の取り組みを確保する際に、学んだ教訓を分かちあった。

19. 特別代表は、子どもに対する暴力を防止す行動が、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成にとって極めて重要であることを強調するために、2023年9月に、「持続可能な開発目標サミット」の機会も利用した。特別代表は、「サミット」に出席しているあらゆる地域からの代表団と会い、子どもに対する性暴力との闘い、オンラインでの子どもの保護、人的資本を生み出すカギとなる要素としての子どもと女性の支援、教育とエンパワーメントを通して女兒の可能性を解き放つことを含め、様々なテーマに関する高官行事に参加した。

20. 2023年10月に、「子どもに対する暴力をなくすための世界パートナーシップ理事会」は、既存の形態で「世界パートナーシップ」を終わらせ、その作業効率化のための一連の流れを新しい取り決めに移行させることを決定した。経路探索中の国々の作業効率化のための一連の流れが維持され、強化されることに対するパートナーからの強い要望を認めて、特

別代表は、国々にかかわり支援する彼女のマンデートに沿って、この作業効率化のための一連の流れを指導するよう要請された。

21. 国連システムと市民社会パートナーと密接に協働して、特別代表は、プロセスが加盟国によって導かれ、所有されることを保障して、道を探すイニシアティブでどのように前進するかに関して相談プロセスを始めた。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に沿って、子どもに対する暴力をなくす行動を促進し、監視する道程表を参加型の方法でよりよく決めるために進歩と残る課題を注意深く調べるために、準備が進行中である。特別代表は、「世界パートナーシップ」の枠組み内で確立されている移行中のその他の作業効率化のための一連の流れとの補足性を確保するために活動するであろう。

22. 国別訪問の招待と要請の数は増え続けている。人権理事会へのこの前の報告書以来、特別代表は、アイスランドとモロッコへのフォローアップ訪問のみならず、アンドラ、フィジー、ケニア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、セネガル、ソロモン諸島、及びタイを訪問してきた。

23. 特別代表の国別訪問は、国及び地方の子ども保護メカニズムに対する理解を深め、規模拡大のための好事例と課題克服のための行動を明らかにし、子どもの保護と福利を確保するために必要な専門知識と支援を定義する参加型行動にカギとなるステイクホルダーとかわる機会である。訪問中に、特別代表は、国家と政府の長、大臣、議員、国内人権機関、子どもの保護と福利に対して責任を持つ役人と国の権威、子どもと若者、市民社会と宗教団体、伝統指導者と地域社会の指導者、ドナー社会のメンバー、国連国別チームと出会う。彼女は、ケア施設と拘禁の場所のみならず子どものための様々な社会サービスも訪問する。

24. 特別代表の訪問は、国内及び地方の制度を持続可能なように強化する暴力防止に対する統合された取り組みの必要性を強調して、各国政府、国連地域事務所、及び国別チームと開発パートナーによる具体的行動のための道程表の明確化で締めくくっている。特別代表は、「国連持続可能な開発協力枠組み」の開発と実施に、この取り組みを反映させる必要性を強調している。フォローアップは、好事例と技術的助言を文書化し、交換し、訪問した国々のステイクホルダーを他の管轄権の行為者と専門家とつなげ、国々間の同輩交流を促進することにより確かなものにされる。

25. 特別代表は、彼女のすべての訪問中に、子どもの保護と福利に投資する高官の政治的公約を歓迎し、それらを具体的行動に変えることを提唱した。これらには、あらゆる場で子どもに対する暴力を禁止する法的枠組みの採択または強化を促進し、例えばケニアで、統合されたサービスの提供のための効果的な調整と説明責任を確保する公約が含まれた。特別代表は、ルクセンブルグのように、子どもの保護と福利を推進するために任務に就く重要な法改革プロセスと新政府によって示される機会も明らかにした。特別代表は、ラトヴィアで見られるように、子どもに対する暴力と取り組むために必要とされる一連の統合されたサービスをさらに強化するために、ガイダンスを提供した。

26. 国々は、アイスランドの場合のように、子どもの権利と福利を公共の財政・予算枠組みへの統合を保障するための重要な手段もとってきている。特別代表は、子どもに対する暴力の効果的な暴力防止を通して達成できる高い見返りを評価するフィジーのイニシャティヴを歓迎した。さらに、2010年以來両者とも懸案となっている子どものケアと保護法案と子ども司法法案を推し進めるためにフィジー訪問中に特別代表のアドヴォカシーに沿って、検事総長事務所は、両者とも今では2024年初めに議会への提出の準備ができていた。法案の全国的相談会を行うために動いた。

27. 特別代表の訪問は、暴力をなくす行動に幅広いステイクホルダーを動員し含めることを目的としている。暴力と取り組む努力と女性性器切除と子ども結婚に限られるわけではないがこれを含め、暴力を大目に見たりこれを支持したりする社会規範に挑戦する際に、宗教指導者と地域社会指導者の強い役割は、セネガルにおけるように、彼女の訪問が有望な慣行を強調するもう一つの領域であった。特別代表は、市民社会パートナーの重要な役割も強化し、彼らのネットワークとアドヴォカシー能力を強化する必要性を強調している。彼女は、路上での時間前、時間中、時間後のこれら子どもたちのための統合された保護的支援制度の必要性を強調して、様々な国での路上で暮らし、働く子どもたちの状況に注意を引いた。この問題に関する進歩に加えて、彼女はモロッコへのフォローアップの国別訪問中に子ども保護制度を強化するためにとられた手段を歓迎した。

28. 特別代表は、あらゆる場でのあらゆる形態の暴力をなくす統合された行動を推進しているが、彼女の国別訪問は、比較的高い危険にさらされている子どもたちに強い重点を置く必要性を強調している。従って彼女は、リトアニアを含め、ケアと保護を必要としている子どもたちの施設入所の代替手段の利用を高める努力を歓迎してきた。タイへの訪問中に、特別代表は、移動する子どもたちの自由の剥奪に対する代替手段を推進し、無国籍をなくす継続中の努力に注目した。彼女は、重要な保護要因として、障害を持つ子どもの社会包摂を確保するためのアンドラによる措置を歓迎した。特別代表は、あらゆるセクターにわたって、最高の子ども保護基準を守る必要性を推進している。この点で、ソロモン諸島への訪問中に、特別代表は、2023年11月にそこで開催される太平洋競技会のカギとなる側面として、子ども保護を確保するという首相の公約を歓迎した。

29. 特別代表は、ジェンダー平等とエンパワーメントを推進する必要性を強調して、すべての訪問中に、女性に対する暴力と子どもに対する暴力との間の相互関連性を強調してきた。訪問中の特別代表にとってのもう一つの横断的テーマは、意思決定プロセスへの子どものかかわりを推進する必要性である。

30. 特別代表は、以前に訪問したことのある国々へのフォローアップと継続する支援を組織的に保障している。持続可能な開発目標サミット中に、2021年11月のチャドへの訪問中に行った勧告のフォローアップにおいて、その初めての「子ども法」の仕上げと初めての国内統合子ども保護政策と関連する結果に基づく行動計画の仕上げを討議するためにチ

ャドの高官代表団と会った。特別代表は、特に都会レベルでの法改革と子ども保護行動に関連して、2021年と2022年の国別訪問以来のレバノンとのかかわりと支援を継続してきた。

31. 2022年5月の国別訪問に基づいて、特別代表事務所は、ギリシャへの技術ミッションを通して、不安定な状態にある付き添いのない難民の子どものために国内緊急事態対応メカニズムの実施に関して、ギリシャ政府とのかかわり続けた。2022年10月のドミニカ共和国への特別代表の国別訪問から生じた勧告に沿って、ドミニカ共和国政府は、国連国別チームの支援を得て、国内観光計画に子ども保護を組み入れるのみならず、国内子ども保護制度を強化するために戦略的枠組みを開始した。コーディネイヴォワールは、2022年11月の国別訪問中に特別代表が出した勧告に沿って、子どもたち、特に最も脆弱な集団の完全保護を確保するために必要なサービスの最低限のパッケージを定義した。

地域のかかわり

32. 特別代表は、高官のアドヴォカシー機会、技術的支援とガイダンスの提供、様々な地域の団体とのつながりの創設への参加を通して、地域・小地域の団体との協働を強化し続けてきた。「持続可能な開発目標」の達成と子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすこととの間の相互関連性を強調するのみならず、彼女は、様々な特定の問題に関して行動を提唱してきた。

33. 例えば、特別代表は、欧州会議とのそのかかわりの中で、子どもと家族のための統合されたセクター横断的サービスへの投資の必要性を推進してきた。子ども保護制度を築き強化することは、ウクライナの子ども保護制度、子どもの安全な帰還及び家族の再統合の再建と改革のための欧州連合の支援のための2023年6月の高官会議への参加の状況を含め、彼女の欧州連合とのかかわりの中心的テーマであった。

34. 子ども結婚と女性性器切除を含め有害な伝統的慣行に関して、特別代表は、有害な伝統的慣行をなくすことに関するアフリカ連合作業部会に貢献し続け、子ども結婚をなくすことに関するアドヴォカシー・ガイドと2023年10月にタンザニア連合共和国で開催される「国際女性性器切除会議」の準備に貢献した。彼女は、「子どもの権利と福利に関するアフリカ専門家委員会」と女性性器切除に関する「人権と人々の権利に関するアフリカ委員会」の合同一般コメントの開始にも貢献した。子どもの人身取引の牽引力と需要と取り組み、人身取引の犯罪ネットワークと取り組む必要性は、彼女の提唱と西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)を含め地域・小地域団体に対する支援のもう一つの重要な側面であった。

35. 特別代表は、気候危機と闘う行動に子どもの権利と子ども保護を組み入れる必要性を推進し続けてきた。彼女は、「国連気候変動枠組み条約」の第28回「締約国会議」中に、2023年12月に開催されたアラブ地域の気候変動が子ども労働に与えるインパクトに関する地域行事に参加した。この行事は、アラブ諸国連合、アラブ労働団体、アラブ湾岸開発

計画及び幼年期と開発のためのアラブ会議との協力で開催された。

36. 2023年4月に開催された第1回「アフリカ子どもサミット」のみならず、欧州連合とアフリカ連合によって開発された子ども参画プラットフォームに対する彼女の支援によって強調されているように、地域プロセスとメカニズムに子どもの声を増幅することと子どものかかわりが、特別代表の作業の重要な側面であった。ケニアが主導したこの子ども主導の行事は、政策策定者と子どもとの間の対話を促進し、アフリカ連合、国連及びアフリカ各国政府のための具体的勧告を提供した。

37. 特別代表は、2023年5月にアラブ諸国連盟によって開催された第6回アラブ高官閣僚会議中の彼女の発言の中で、デジタルの環境での子どもの保護を保障する緊急の必要性に重点を置いた。彼女は「あらゆる形態のオンラインの搾取と虐待からの子どもの保護のための東南アジア諸国連合(アセアン)の地域行動計画」の実施と監視にも貢献し続けている。さらに、特別代表は、子どもに対する暴力と女性に対する暴力、子どもの参画及び子どもの保護と福利への公共の資金調達と投資に関する来地域行動計画に関するアセアンの作業に彼女の事務所からの合同の行動と貢献を定義するためにアセアンにかかわり続けている。

38. 特別代表は、子どもに対する暴力と取り組むための国々による具体的行動を横断的にどのように最もうまく支援できるかを調べるために、ラテンアメリカとカリブ海地域で、ユニセフの地域事務所と国別事務所とかがわってきた。

国内人権機関

39. 国内人権機関と子どもの権利オンブズパーソンは、特にこれらが人権の推進と保護のために国の機関の地位に関連する原則(「バリ原則」)に沿って活動し、その地位にかかわらず子どもにアクセスできることを保障するために適切なメカニズムを設置している時、国の保護制度のカギとなる構成要素である。特別代表は、国内法的枠組みの国際人権基準との調和を支援し、人権を守る国際法的責務に従っていることを保障し、変革の担い手としての子どもとのかかわりを支援するために国際・地域・国内レベルでかかわっている。特別代表は、危険にさらされている子どもたちと周縁化されている子どもたちを自由の剥奪、及びその他の虐待から保護する際のその役割に関して、「国内人権機関世界同盟」の傘下にあるコペンハーゲンの人権機関とかがわった。国レベルでは報告期間中を含め、アンドラ、フィジー、ケニア、リトアニア、ルクセンブルグ、セネガル及びタイへの国別訪問中を含め、国内人権機関と子どものためのオンブズパーソンとのかかわりが、特別報告者が技術的支援を提供し、子どもの権利を国内人権機関の作業に統合し、苦情と調査メカニズムが完全にアクセスでき子どもに優しいものであることを保障することに関して意見交換する機会を提供した。

国連と国際団体

40. 子どもに対する暴力に関する機関間作業部会は、子どもに対する暴力をなくすための国連パートナーと関連マנדートとの情報交換と合同イニシアティブの重要なフォーラムのままである。作業部会の部員は、国連人口基金(UNFPA)とジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウイメン)を含めるために拡大されてきた。

41. 特別代表は、子どもの権利委員会、人権理事会、特別手続き及び普遍的定期的レビューとの密接な協力を継続した。彼女は特に子どもに対する暴力をなくし「2030 アジェンダ」の実施を促進しようと努力して、普遍的定期的レビューの関連成果、特に国々によって受け入れられた勧告との関連性の検討を支援してきた。ジュネーブでのアンテナ事務所の設立がこのかかわりをさらに強化できるようにするであろう。

42. 一つのカギとなる発展は、子どもの権利の主流化に関する国連のシステム全体にわたるガイダンス・メモの仕上げであった。これは、子どもの意味ある参画を含めた子どもの権利を国連政策とプログラムの立案、実施、監視、評価と国連が取るすべての行動の子どもにとっての意味合いの不可欠の側面とすることを目的としている。特別代表の事務所は、「人権のための行動の呼びかけ」の下で設立された子どもの権利の主流化に関するタスク・チームへの積極的参画を通してこのプロセスへの支援を提供し続けるであろう。

43. 自由を奪われた子どもに関する国連タスク・フォースの議長として、特別代表は、子どもから自由を奪うことを防止し、なくすことは緊急でもあり、可能でもあるというカギとなるメッセージを推進するために、加盟諸国、自由を奪われた子どもに関する NGO パネル及びその他の関連ステイクホルダーと密接に協力している。彼女は、自由の剥奪に対する子どもの権利に基づく代替の解決策の採択を推進し続けている。子どもの司法を確保し高めるために、刑事責任の最低年齢の引き上げ、子どもとジェンダーに配慮した司法、本国送還及び再統合の保障、技術及びその他の革新のより良い利用に関してかなりの進歩があった。

44. 2022 年の国際移動見直しフォーラムに提出され子どもの移動拘束をなくすことに関するタスク・フォースの合同誓約の実施の一部として、2023 年に、タスク・フォースは、子どもの入国拘束をなくすために、核心的指標の包摂を支援する「移動のためのグローバル・コンパクト」の指標に関して、国連移動ネットワークの作業効率化のための一連の流れに寄稿を提出した。タスク・フォースは、子どもの入国拘束の代替手段の例に関してアドヴェカシー・ブリーフを仕上げた。さらに、タスク・フォースは、子どものための司法と自由の剥奪、ケア施設にいる子ども及び国の安全保障、テロまたは武力紛争に関連する根拠で自由を奪われている子どもを含め、自由の剥奪のその他の側面に対処する一連のアドヴェカシー・ブリーフを開発している。この点で特別代表は、シリア・アラブ共和国の北東部とイランの Al-Hol と Al-Roj のようなキャンプに拘束されている子どもの釈放と本国送還を優先してきた。彼女は、それぞれモロッコとインドネシアの当局とパートナーからも本国送還の公約と継続中の努力に元気づけられた。

45. 特別代表の 2019 年の誓約に沿って、彼女の事務所は、コロンビア、フランス、日本、ヨルダン、ニジェール、スイス及びウガンダと共に、2023 年 12 月に開催された国連難民高等弁務官事務所(NHCR)が組織した第 2 回「世界難民フォーラム」のための準備プロセスにかかわった。特別代表は、難民の子どもたちのための包括的な支援とケアを確保し、「フォーラム」前、「フォーラム」中、「フォーラム」後の子どもの参画を保障する統合された取り組みを優先した。彼女の事務所は、加盟国とのワークショップ、「フォーラム」を特徴づけるために開催された子どもとの相談会に積極的に参加した。「フォーラム」で、特別代表は誓約を行い、多様なステイクホルダーの子どもへの権利誓約を支持した。彼女は、様々な国と市民社会団体からの難民の子どもたちがかかわる「世界難民フォーラム」の一部として、世代間対話も促進した。

46. 特別代表は、その世界的・地域的パートナー、プロセス及びプラットフォームとのかかわりにおける横断的テーマとして、子ども保護を統合して、国際移動機関(IOM)と、2023 年に、人身取引に反対する機関間調整部会(ICAT)の共同議長を務めた。ICAT は、人身取引の子ども被害者を守るより強力な保護と措置、非処罰の原則の実施、サヴァイヴァーと第一線の活動家の視点を特徴とする司法へのアクセス並びに人道状況での子どもの人身取引に対するより強力な説明責任メカニズムを首尾一貫して提唱した。いくつかの専門のウェビナーや行事を開催することによって、子どもの人身取引の調査と研究における既存の格差に対処するためにも努力がはらわれてきた。

47. 31 の加盟団体の長によって支持された「ICAT 行動の呼びかけ」は、すべての子どものエンパワーメントと保護、世界的に子どもの人身取引を防止し、撤廃するために、2025 年までに 10 の特定の行動をとることの緊急性について意識を高めるであろう。生産的な共同議長に基づき、2023 年に開始された重要な作業効率化のための一連の流れの継続の保障を求めて、特別代表と国際移動機関(IOM)は、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)の全体的調整の下で、2024 年に ICAT の共同議長を継続するであろう。

48. 特別代表は、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表と紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表との強力な協働を継続してきた。2023 年 2 月 23 日に、彼女と子どもと武力紛争のための特別代表は、マルタの議長の下で、安全保障理事会でブリーフィングを行い、紛争を防止し、なくす努力に子ども保護を組み入れ、これを安全保障理事会の作業の核心に組み入れる必要性を強調した。子どもに対する暴力に関する特別代表と子どもと武力紛争のための特別代表は、イスラエルとガザのように、緊急の注意を必要とする状況に関してその調整を継続してきた。子どもにとって驚くべき状況がさらに悪化し続け、死傷者の数が増えるにつれて、子どもに対する暴力に関する特別代表は、事務総長と総会の即座の人道的停戦の呼びかけを繰り返し続けている。

49. 特別代表と UNODC は、子どもとその環境が暴力からよりよく保護されることを保障すること、犯罪と暴力を経験している子どもたちを支援すること、司法制度で紛争の中にい

る子どもたちを支援することという 3 つの主要な目標で、子どもに対する暴力をなくすことに関する合同の戦略と行動計画を開始してきた。特別代表は、子どもに配慮した司法へのアクセスを確保し、オンラインの暴力と取り組み、移動中の子どもたちを保護する必要性を強調して、2023 年 5 月に、犯罪防止刑事司法委員会の第 32 回会期に参加した。彼女は、オンラインの性的搾取と虐待、人身取引及びその他の犯罪からの子どもの保護、並びに子ども被害者のより強力な保護と実施に関して、国際刑事警察機構(インターポール)との強力な協働も追及した。

50. 特別代表と国際電気通信連合は、オンラインで機能する子ども保護サービスをどのように実施し改善するかに関してガイダンスを提供することを目的とする「オンライン参画を通じた保護」イニシアティブを通して、その協働を継続した。このイニシアティブは、証拠を集め、提案された勧告に同意するために、国連機関、学術団体、民間セクターからの参加者、市民社会パートナーを 30 名に世界的パートナーをまとめた。このグループは、100 か国から---普通子どもが利用するヘルプライン、技術会社、オンラインのゲームのスペース、ソーシャル・メディアのプラットフォームから、データを集めた。最初の結果は、安全性と保護にアクセスする子どもたちのデジタル手段の増加する利用とインターネットを通じた子ども保護をめぐる子どもの支援の要請に対処する効果的戦略を明らかにするセクター間の協働のさらなる可能性を明らかにしている。「オンラインの参画を通じた保護」イニシアティブの一部として、彼らが経験している脅しまたは害悪がオンラインであろうとオフラインであろうと、安全性と保護にアクセスするために子どもと若者がどのようにそのプラットフォームを利用しているかに関して、情報は、とりわけソーシャル・メディアのプラットフォーム、検索エンジン、コンテンツ創出プラットフォーム、及びビデオ・ストーリーミング・サービスから集められてきた。この作業の結果は、しかるべき時が来たら、公表され普及されるであろう。

市民社会と宗教団体

51. 特別代表は、共同のアドヴォカシー、調査、情報交換を通して市民社会団体と密接に協力している。彼女は、彼女と定期的に会っている市民社会パートナーに加わるよう招かれるときには、国別訪問中に、草の根で活動している団体に連絡するのみならず、ニューヨークとジュネーヴに拠点を置いて子どもに対する暴力をなくすために活動している団体との協働を継続した。流行病以来初めての持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの独自の開催を利用して、特別代表は、パートナーの間のさらなる協働の触媒役を務めるために自分の事務所で市民社会代表者の集まりを開催した。

52. 特別代表は、宗教指導者と暴力と取り組み良好な社会規範を推進する際のカギとなる宗教団体と社会と密接に協力している。彼女は、国別訪問中に、宗教団体によってなされる努力を推奨し、Adyan 財団(レバノン)、太平洋教会会議(フィジー)、Rabita Mohammedia des Oulemas(モロッコ)、国内キリスト教団体(ケニアとコーティヴォワール)の慣行を含め、有

望な慣行としてその経験を分かちあった。彼女は、今年はインドで行われたありがとうインターナショナルによって開催された子どものための祈りと行動の世界デーを記念するために、宗教団体と宗教社会のグループとも協働している。

子どものかかわりを増やす

53. 特別代表は、子どもと組織的にかかわり、そのイニシャティヴを支援し、増幅し、意思決定者との橋渡しとして行動し続けている。2023 年中に、彼女は、人権理事会と総会への彼女の年次報告書の提出に先立って、並びに周縁化されており、到達が難しい子どもたちと直接かかわることを目的とする訪問中の国とのかかわりで 1,600 名以上の子どもたちとかかわった。

54. 上記に概説された「オンライン参画を通じた保護」イニシャティヴには、デジタルの手段を通して同輩の保護ニーズに対処する解決策を提案し実施してきた子どもや若者との詳細な面会が含まれてきた。このイニシャティヴは、例えば、カブールの居住者とりアルタイムの緊急の情報を分かちあう、若い女子が生み出した Ehtsab と呼ばれるアプリを含め、これら革新的な解決策を集め、強調するであろう。

55. 特別代表は、子どもに対する暴力、その根本原因、影響と課題に関する技術的情報を概説する文書のみならず、人権理事会と総会への年次報告書を含め、彼女の事務所によって作成される報告書と資料の子どもに優しい版を出し続けている。彼女は、国連諸機関のために、社会保護と包摂のような問題に関して子どものためのさらなる資料を開発するために既に用いられてきたその報告書の子どもに優しい版を開発するためのガイドラインも出している。

56. 特別代表は、子どもが指導するまたは市民社会が支援する子どもの参画行動の 300 以上の例を提供しているデジタルの参画地図を通して、子どもの参画を永久的に増幅している。彼女は、国レベルでの意思決定プロセスへの子どもの参画の例を含め、そのようなイニシャティヴの地図を作成し、デジタル地図に子どもを加え続けるであろう。

III. 移動する子どもの保護は待ったなし

57. 世界は重要な時期に直面している。前例のない数の子どもたちが移動者、亡命者、難民または国内避難民として、多面的で重なり合う世界危機のために、あらゆる地域にわたって移動している。この強制移動は、保護措置の欠如とあいまって子どもたちを極度の危険にさらしている。さらにこれは、子どもの保護を確保するために活動している各国政府、地域社会、団体に大きな圧力をかけている。しかし、子どもの権利は緊急に支持される必要があり、その保護が保障される必要があるため、現在までの対応はその仕事に匹敵していない。移動する子どもたちは、その権利に完全な保護を得て、何よりも子どもとして扱われていない。こういった理由のために、特別報告者は、移動するすべての子どもたちの保護を確保するための世界・地域・国内行動を倍増することが第一であると考えている。

A. 前例のない規模での強制移動と移動

58. 子どもたちは前例のない規模で世界中で移動している。IOM が出版した「世界移動報告書 2022 年」によれば、国際的移動者の推定される数は、2 億 8,100 万人であり、その中の推定 14.6%が子どもであった。UNHCR は、2023 年 6 月現在、1 億 1 千万人の人々が世界中で強制的に移動させられており、そのうちの 4,330 万人が、子どもであったと推定した。2010 年から 2022 年までの間に、強制移動させられた子どもの世界的数は、倍以上になった。

59. 強制移動は様々な要因によって牽引されている。紛争と広範な暴力が、依然としてカギとなる牽引力であり、2022 年末に 2,580 万人の子どもたちが国内的に強制移動させられる結果となっている。気候変動はもう一つの重要な要因であり：過去 6 年にわたって、気候変動によって悪化した気候関連の災害に関連して、4,300 万人の子どもの国内強制移動があった。これら牽引力に、とりわけ、政治的不安定、極度の貧困、構造的不平等、食料の不安定、差別を付け加えることができる。UNHCR は、2023 年前半の強制移動の主要な牽引力は、ウクライナ、スーダン、コンゴ民主共和国及びミャンマーの紛争、ソマリアの干ばつ、洪水及び不安定、アフガニスタンの長引く人道危機であることを示した。さらに本報告書を書いている時に、百万人近くの子どもたちが、ユニセフが子どもであることにとって世界で最も危険な場所であると描写したガザ地区で、家庭から強制移動させられた。多くの子どもたちにとって、強制移動は、一時的なものではなく、ますます長引くものとなっている。今日強制移動させられた子どもたちは、強制移動の中でその全幼年期を過ごすことになる。

B. 前例のない危険

60. その旅のあらゆる段階で、子どもたちは、暴力と害悪の高い危険にさらされる。こう言った脅威は、しばしば相互につながっており、相互に関連しており、付き添いのない離別した子どもたちにとってさらに大きなものとなることもある。

61. 移動または強制移動させられ、移動の正規の道の欠如に対処することが致命的であることもある。ユニセフは、2018 年以来、約 1,500 名の子どもたちが、中央地中海の横断を試みて、死んだかまたは行方不明になっていると推定している。この数は、IOM の行方不明の移動者プロジェクトの記録によって最もひどいものとされ、このルートで亡くなったり行方不明になった 8,274 名の人々の 5 人中 1 人に当たる。ユニセフは、渡ろうとして毎週 11 名の子どもが亡くなっている状態で、2022 年に比べて 2023 年には中央地中海ルートでの子どもの死亡と行方不明の数は 3 倍になったという事実を強調している。これは地中海盆地に限ったことではなく、ほとんどの事件をしばしば構成している特に危険なルートは数はずかかな状態で、移動中の子どもの死亡と失踪はすべての地域の現実である。

62. 移動中の子ども、特に付き添いのないまたは離別した子どもは、人身取引されること

を含め、暴力の高い危険にさらされている。子どもの人身取引は、技術が促進する人身取引の発展を含め、進展し続ける多面的で複雑な現象である。子どもは、明らかにされた人身取引被害者すべての35%を占めている。彼らは、性的搾取、強制結婚、強制労働、違法な養子縁組、乞食行為、犯罪または暴力的な過激集団を含め、様々な目的で取引されている。制限的な移動政策は、移動者の密輸を永続化し、これをますます儲かるものになっている。

63. 性暴力またはジェンダーに基づく暴力を経験する比較的高い危険は、移動する子どもにとってのもう一つの現実である。そのような暴力は、ますます男児によっても経験されているが、特に世界中の移動ルートで、広がった慢性的な女兒と女性に対する性暴力とジェンダーに基づく暴力のかなりの証拠がある。これは移動する子どもの旅のあらゆる段階で起こり、人身取引者の搾取の状況で起こることに加え、子どもたちは、通路、シェルター、生計また旅を続けるための金銭を得るための「生存のためのセックス」を強いられるかも知れない。これは、早期結婚が女兒の安全を確保し貧困に対処するために意図された広く広がった対処戦略となっていることを強調したヨルダンの Za'atari 難民キャンプで特別代表の強制移動させられた女兒と女兒との直接的かかわりの中で生じた問題でもある。

64. 移動する子どもたちは、自由も奪われている。自分を引き留めていようとも両親または後見人の引き留めの影響を受けていようとも、子どもたちはこういった状況で虐待とネグレクトに対して特に脆弱である。少なくとも80か国が、その法的または移動の状態に基づいて子どもが拘束されることを認める法律を有しており、年間少なくとも33万人の子どもたちが自分のまたは自分の親の法的状態または移動の状態に基づいて自由を奪われている。正確なデータの欠如は、これがかなりの過小評価である可能性があることを意味している。推定52,000名の人々が、80%が12歳未満の子どもである状態で、シリア・アラブ共和国の北東部の Al-Hol と Al-Roj キャンプに拘束されていると伝えられる。多くの国々は、子どもの入国拘束をなくすことを公約してきたが、現実には法律が入国拘束を支持していない国々においてさえ、これが利用され続けている。特別代表は、これは決して彼らの最高の利益にはならないので、子どもはいかなる場においても決してその家族から別れ別れにされてはならず、その移動の地位またその親の移動の地位を根拠に拘束されてはならないことを首尾一貫して強調してきた。彼女は、特に子どもに関して、当局はノンルフールマンの原則を尊重し、国の安全保障の問題が、子どもの最高の利益に導かれてその責務を無にしないことをさらに強調している。

65. 移動は、子どもの家庭と地域社会の支援を破壊し、貧困を高め、その保護と福利の基本であるサーヴスへのアクセスを減らすことによって子どもの保護を損なう。これは無国籍またはキャンプやキャンプのような状況で暮らしている子どもに特に言えることであり、この状況は、国の保護制度につながっていないかまたは統合されていない受入国で普通移行する制度として作用する。そのような状況に陥った家庭は、時には、子どもを早期結婚に強制するとか、子ども労働に彼らを送り出すとか言ったような危険度の高い対処メ

カニズムに訴える。これは子どもたちを搾取と学校の落ちこぼれのさらに大きな危険にさらし、これが貧困を永続化し、法的アイデンティティを得ることを一層難しくする。子どもは行方不明になったり路上で暮らすようになったりするかも知れない。

66. 移動している子どもたちは、しばしばひどいトラウマに陥る。このトラウマは、受けた暴力の長期にわたるインパクトについて正確な話をするこれら子どもの能力に影響を及ぼし、これがその旅で彼らに接触する当局によってしばしば考慮されない。これが彼らの健康と教育の可能性のみならず彼らの社会的・情緒的発達を制限しつつ、大人になるまで続くこともある精神衛生問題の引き金となることもある。ユニセフ・イノチェンティ研究所によって行われた調査の一部として面接された一人の子どもが述べたように「旅の途中で経験したことを決して忘れません。怖い瞬間で一杯でした。ブローカーが私たちを虐待したときはいつでも悲しい気持ちがありました。仲間の移動者の死体を見たときはいつでも悲しく思います。死の記憶が今でも私を傷つけます。」そのような子どものためにサービスと機会を提供する適切な専門機関の欠如が絶望につながり、その精神衛生の問題を悪化させる。希望をうしなわないようにすることが極めて重要である。ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国からのもう一人の難民の子どもの言葉では、「私の夢はヴェネズエラに戻り、家族に会うことです。世界の指導者が、私たちの夢を考慮してくれることを希望します。」

今日までの対応: 分裂し不十分

67. 世界中で移動中の子どもたちの保護を確保する重要な手段が、国々、国連、市民社会及びその他のステイクホルダーによって取られているが、現在までの措置は、十分でもなければこの重要な時に必要な規模でもない。

68. 慢性的であるのみならず緊急でもあるこれら状況に対処する過去と継続中の努力は賞賛するべきではあるが、それでも我々は、同様に保護の危険に直面している子どもたちのますます異なった扱いを観察している。いたるところで、あらゆる状況で、その地位にかかわらず、すべての子どもを保護する共通の責務が徐々に世界的に侵食されていることが、逆転させるために速やかな行動を必要としている。

69. 驚くことに、今多くの人道の場にわたって、民間人と子どもの権利の保護に対する露骨な無視がある。人道制度と保護制度は、その対応を規模拡大しようとし、強制的に移動させられてきた子どもたちが直面している様々な保護課題に対処する際に適切であり効果的であることを保障するとき、圧力を受ける。

70. 移動する多くの子どもたちは、国の子ども保護制度にとっては依然として目に見えないままであり、彼らに関する情報へのアクセスは断片的であるかまたは単に無視されている。彼らは、しばしばその地位を決定するために長たらしいプロセスの官僚の網に捉えられ、これがより良い未来のための機会を縮小する。子どもを登録するための身分証明制度は、しばしば不適切であり、移動する子どものニーズにこたえることを難しくしている。

特に、付き添いのないまたは家族と離別したものとして、一人で旅している子どもの速やかな身元確認とその効果的保護は、依然として重要な課題である。年齢推定手続きは、しばしば包括的でも保護的でもなく、初めから疑いの利益を提供しておらず、これら子どもの効果的保護における格差という結果となっている。亡命のための手続き、制度、慣行と国際保護へのアクセスは、遅れが多くの子どもたちを長期間待機状態にしたままで、しばしば混乱した長たらしいものである。さらに、18になる子どもたちは継続して特別な保護措置を必要としているにも関わらず、もはや子どもとは考えられないので、保護も欠くことになる。

71. あまりにもしばしば、子どもたちは、その法的地位、場所、またはその他の要因を根拠として、基本的サービスへのアクセスの欠如を受けている。障害は、文化的/言語的、財政的であるのみならず、法的、政治的または行政的であるかも知れない。子どもとその家族はしばしばこれら障害を克服する際に情報または支援を欠いている。差別と排外主義が、複雑化する要因であることもあり、多くの国々で特別代表が会った子どもたちによって強調された。例えば2021年のレバノンのサイダでの非公式のセツルメントへの特別代表の訪問中に、教育と医療ケアへのアクセス、子どもたちの出生が登録されないことによっておこる課題、おさない頃から働いている子どもたち、子どもが経験する暴力、セツルメントを含めその生活全体を通してその精神衛生に暴力が与えるインパクトによって提起される課題に関して困難が分かちあわれた。

72. 国内の子ども保護行為者たちとの間の協働は、しばしば不適切で分裂している---しばしば売り物にされている保護を弱める限られた資金と無理に引き延ばされている能力のために。地域内または地域間の移動に対処する際の国の当局の間の協力も、かなりの課題となっている。すべての地域にわたるいくつかの外部の訪問中に、特別代表は、身元確認、リファール及び保護の様々な程度の脆弱性並びに国々の内部及び間の一方では入国・国境管理当局と他方では子ども保護サービスとの間の調整の課題を明らかにした。

73. 子どもを含めた今日の強制移動させられている人口のほとんどは、短期の緊急のニーズに対処するために設立されたキャンプまたは場所にも長期移動させられてきた。ある者は、何世代にもわたってそのような場所で暮らしてきた。重点が救命保護と支援にある初めの緊急の段階を超えて、実現可能な最初の耐久力のある解決策から明らかな先を見越した努力へと移行して危機への対応が提供される方法を再評価する必要がある。

C. 移動する子どもたちは、第一で主要な子どもたちである

74. 子どもの保護は、可能であり、実現可能であるが、明確に説明され、すべての子どもがアクセスできる持続可能で統合された一連のサービスに投資することを含め、具体的に調整された行動を必要とする。資格のあるすべての保護を持って、子ども第一として移動している子どもの状態は、その移動状態を超えて優勢であるべきである。彼らは、入国と安全保障手続き、または国境管理に対して責任のある当局によるよりも、子どもと社会

保護セクターによって導かれている子どもに優しい統合されてサービスにアクセスするべきである。

75. 土台とするべき好事例の基準、ガイダンス、事例の健全な基礎がある。これに基づいて、特別代表とその他の国連団体によって出版された諮問説明書が、移動する子どもたちが直面している保護課題に効果的に対応するための全体的枠組みを概説した。これには、最初から子どもの権利を完全に保護し尊重することができるようにするために、危機に対する国々の準備と対応を強化することの重要性が含まれている。適切な緩和措置が、その出自、地位及びアイデンティティにかかわらずすべての子どもとそのすべての権利が完全に保護されることを保障するために、設置される必要がある。このつながりで、危機時に子どもが直面する鋭く高まってくる危険を明らかにして対応することが極めて重要である。さらに、緊急の問題として、国の制度に投資し、多くの状況での強制移動のしばしば長引く性質を仮定して緊急事態に平行した対応を超えて動くことが必要である。

76. 送り出し国での暴力、紛争、気候変動、差別及び貧困と取り組むことによって、子どもたちとその家族のために、強制的な国内避難と危険な移動の底辺にある牽引力に関して防止と行動を優先することが重要である。より一般的に言えば、強制移動させられた子どもサービスを生み出すことに投資することが、経済的視点からも子どもの権利の視点からも長期的にはより持続可能で効果的であることが分かった。平行する制度はうまくいかない。統合された取り組みは、強制避難と移動が、紛争、暴力、迫害、災害、気候変動のために継続する可能性のある環境では、国の備えを強化する。

77. 市民の証拠書類と出生登録へのアクセスは、しばしば社会サービスにアクセスするための基本的な前提条件である。例えば、国内で暮らしている難民とその他の非国民を含めるために登録サービスの資格の範囲を拡大するために改正がなされたエチオピアのように、この点で、移動している子どもたちを支援するために、国々による重要な努力があった。登録した 250 万人の中から、約 160 万人のヴェネズエラ人がコロンビアで、一時的保護許可証を受けた。この身分証明書を受け取るためのプロセスで、17 万 4,500 名の子どもたちが進み出ることを認めた登録キャンペーンが学校に設置された。無国籍と取り組む行動も必要とされる。例えば、ルワンダは、特に別の国籍を主張できない領土で生まれた子どもたちのために、その国籍法に無国籍に反対する保護を含めてきた。これは、成人になるまでの出生と居住に基づいて国籍を獲得す権利を子どもに認めている。特別代表は、国内行動計画の開発を通して、無国籍を解決しなくす行動を支持するという国のかかわりと誓約した公約のみならず、難民の子どもと亡命を求めている子どもの保護にかかわる「子どもの権利に関する条約」の第 22 条に対する国の留保条件を撤回するという当局からの誓約によって彼女のタイへの訪問中に特に元気づけられた。

78. 社会福祉、司法、保健、教育及び子ども保護と社会保護を含め、すべての子どもはそのニーズに適合した統合されたアクセスできるサービスへの非差別的アクセスを必要とし

ている。国々からのいくつかの提出物は、リトアニア、ポーランド及びスロヴェニアを含め、教育サービスへのアクセスを保障するためにとられる手段を強調した。トルコでは、安全なスペース、地域社会センター、アウトリーチ・サービス及び移動チームのネットワークを通して、国内の脆弱な子どもたちのための地域社会を基盤としたサービスの提供を高めるために、パートナーシップの枠組みが市町村とパートナーとの間に開発された。子どものための代替ケアと施設のケアを超えて家族のケアまたは地域社会を基盤としたケアの優先に関する規定に関して、とりわけ親が世話できない難民の子どもたちと特別な保護を必要としている子どもたちが後見人制度または養育制度を通してケアを提供されるかもしれないことを法律が規定しているインドネシアは、有望な慣行を適用しているものとみることができる。移動するすべての子どもたちのための統合されたサービスの利用可能性とアクセス可能性を保障する包摂的で人権に基づく取り組みは、これら子どもたちとその家族、地域社会、一般社会の良好な社会的・経済的・文化的成果に貢献できる。

79. 例えば付き添いのない子どもたちの幼くしての拘束、リファール、ケアのメカニズムは、実際に基本であり、最も脆弱な状況にある者の身元確認の手助けとなる。例えばギリシャで、国立緊急事態対応メカニズムと付き添いのない未成年の保護のための特別事務局の設立で、いくつかの重要で良好な発展が起こり、一方スペインでは、付き添いのない子どもたちが直面している保護格差に対処する緊急性を強調して、オンブズマン(Defensor del Pueblo)がカギとなる役割を果たした。メカニズムが素早く設立され、うまく調整されるとき、特別代表がルーマニアへの訪問中に観察したように、早期の身元確認とよりよい対応を確保する機会がより多い。厳格な事例管理制度も、よく訓練された、設備の整った監督されている社会的労働力、並びにすべての行為者の役割と責任を定義する明確で献身的な標準的作業手続きも必要とされる。うまく立案された情報管理制度は行方不明の子どもたちの時宜を得た身元確認のみならず家族の追跡と再統合に貢献できる。

80. 子どもに対する暴力を防止し、対応する際の司法制度の役割を強化することは、刑事責任免除をなくし子どもの権利の侵害に対する説明責任を確保するのみならず、子どもの権利を支持し、子どもの司法へのアクセスを認めるための基本であり、前提条件である。さらに、子どもの入国拘束をなくすことにより、国際人権法の完全順守を保障することが極めて重要である。多くの国々は、この慣行をなくすために行動を起こしている。

81. 国内及び国境を超える調整は、関連当局---特に子どもの保護と福利に対して責任のある者にとって極めて重要である。批判的に警察と安全保障サービスを含め、市民社会行為者、国際機関及び関係国政府と並んで、国レベル・準国レベルの団体は、あらゆる形態の暴力から移動させられている子どもを保護しなければならない。これには、強力な国の保護制度の設立と開発と、関連するところで国内と国境を越えて適切な調整メカニズムに対する支援が必要である。

82. 同じ危機の悪影響を受けている様々な国々による地域の協働も、対応を調和させるために

極めて重要である。準地域レベルでの行動の例は、脆弱な子どもの明確化から成功する帰還と社会再統合にまで緊急ケアの提供にわたって、8段階の手続きの一部として、地域にわたってサービスの連続が提供されることを保障する国の子ども保護制度を強化するための西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の戦略枠組みと西アフリカ・ネットワークの設立である。もう一つの例は、コスタリカ、グアテマラ、メキシコ及びパナマからの子ども保護機関の代表者たちが課題と機会を含め経験を分かち合い、地域にわたる機関間の協力が極めて重要であることを強調した「移動する男児・女児・思春期の若者の権利の包括的保護のためのルートのステージ・ゼロの実施に関する地域の交流」と題して、2023年7月に開催された行事であった。欧州連合の「一時保護令」は、ウクライナの武力紛争の状況で、国内避難民の大量の到着の場合に、即座の保護を必要としている人々のために保護と権利を提供し、国内亡命制度が過密状態になることを避けるために加盟国が急速に動くことができるようにしている。特別代表は、保護の基準がすべての国際保護の申請者に平等に適用されていないことに懸念を表明したが、表明された対応と連帯は、欧州連合の移動・亡命手続きの遅れている改革に関して、具体的な進歩の希望を高めている。

83. 対応を形成する際のカギとなる行為者でありパートナーとして、安全に、倫理的に移動している子どもたちと若者にかかわることが極めて重要である。これは、彼らをエンパワーし、彼らの話を聞き、彼らから学ぶことを意味する。さらに、移動している子どもと若者は、最も脆弱で排除されている子どもたちにかかわろうと特に努力して、世界・国内・地方レベルで、政策プロセスにかかわる必要がある。例えば、「社会の福利のためのマルタ財団」は、マルタの外務・欧州問題・貿易省とのパートナーシップで、子どもに対する暴力に関する特別代表と子どもと武力紛争のための特別代表の支援を得て、マルタ出身の様々な紛争地帯を通じた子どもたちの声の収集を行い、保護サービスへの彼らのアクセスと改善を必要とする領域についての彼らの考えを分析している。第2回「世界難民フォーラム」は、さらなる例を提供した。世界中の11か国からの子ども難民が、特別代表事務所が貢献しているプロセスである「フォーラム」に自ら参加している難民の子どもたちに加え、子どもたちの考えと経験によって決定がちゃんと特徴づけられることを保障することを求めて、世界の指導者たちに自分たちの呼びかけを提出した。

84. アフガニスタン、エチオピア、ソマリア及びスーダンで、14歳から18歳までの移動者と国内避難している子どもたちと思春期の若者に関して、ユニセフ・イノチェンティ研究所によって行われた調査は、その移動の旅、国内避難、帰還についての子どもたちの経験と考えに関して重要な視点を提供した。面接を受けた子どもたちは、その生活と移動の理由に関連する強い緊急感を示した。彼らはまず第一に自分の家族を支援し、自分と親戚のためにまともな生活条件を保障できることを望んでいた。「私は将来、家族を支援し、地域社会の貴重なメンバーとなることができる高い教育を受けた人物になりたいです。しかし、そういう人物になるためには教育の点での支援が必要です。」

85. シリア・アラブ共和国からの二人の難民女児によって以下のように強調されたよう

に、特別代表が世界中で、世界難民フォーラムの一部としての世代間対話中で出会った移動する子どもたちは、全員その懸念と安全性とそのすべての権利の保護において首尾一貫していた。一人は次のように述べた：「6歳児として私は戦争地帯に連れ戻されるつもりでした。私は悪夢を見、私の生活を恐れたものでした。私が立ち去る以外に選択肢がない時、私には安全性の資格がないと大人たちはどうして言えるのだろうか。あなた方はみんな政策を実施し見世物として彼らを利用しないことによりすべての子どもの信用を取り戻す必要があります。」別の女兒は、「子どもたちはしばしば見過ごされ、私たちの貢献や考えはまじめに取り上げられていません。私たちは私たちの生活に影響を及ぼす決定に含められる必要があります」と述べた。

IV. 前進の道

86. 何百万人、何百万人もの子どもたちが取り残されている。世界は前例のない子どもの権利の危機に直面している。あらゆる形態の、あらゆる場での子どもに対する暴力が、全世界で増加し続けている・武力紛争、気候危機、環境悪化、食料の不安定、貧困及び社会格差が、大変なレベルにまで達しているので、私たちは前例のないレベルの子ども強制移動を目撃している。危機時に、移動する子どもの権利を保護することはこれまで以上に必要とされ。移動する子どもを含め、すべての子どもがアクセスできる統合された子ども保護制度に投資することは何時でもすべての子どもの権利の完全尊重と保護にとっての基本である。移動する子どもの権利を保護することも、情報を受け、自分を自由に表現し、意思決定プロセスに参画するための安全な道を彼らに提供することにより彼等をますます巻き込み、エンパワーすることを意味する。

87. 「世界人権宣言」の75周年と第2回「世界難民フォーラム」及びそこでなされた高官誓約を背景として、前進の道は、これら行事に出席している子どもたちが要請したように、これ以上遅れることなくその順守と実施を確保することである。2024年9月の来るべき「未来の国連サミット」は、「持続可能な開発目標」と「国連憲章」を含め既存の公約を再確認して、重要な課題に関して協力を高め、世界統治における格差に対処し、すべての子どもを含め、人々の生活に良いインパクトを与えるより良い立場にある再活性化された多国間制度に向けて動く一世代に一度の機会である。現在と未来の世代のための世界的連帯を示して、「サミット」で国家と政府の長によって支持されることが期待されている行動志向の「未来協定」は、強制移動させられている何百万人を含め、すべての子どもの状況をその核心に据えなければならない。

88. 2024年は、子どもに対する暴力に関する事務総長の特別代表のマンデートの確立の15周年であり、子どもに対する暴力をなくす努力を改良し、再活性化する機会である。遂げられた重要な進歩にも関わらず、特別代表のマンデートの源である子どもに対する暴力に関する事務総長の調査に含まれている勧告は、いまだに極めて関連性があり、妥当である。

89. 2030年までにあらゆる場でのすべての子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすた

めになされた約束を果たすために6年未満しか残っていない。従って尋ねるべき質問は、これがむなしい約束であるのか、未だに達成可能であるのかということである。私たちは、すべての子どもに対してこの約束を守る責任がある。これは、もし私たちが公約と誓約を、誰も取り残さずに具体的で統合された持続可能な行動に向かって動くならば可能である。

以 上